

総務環境常任委員会会議録

- 1 本委員会の開催日時は次のとおりである。

令和5年9月11日（月）午前10時00分

- 2 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	宮田 竜二 君	副委員長	今吉 直樹 君
委員	松下 太葵 君	委員	藤田 直仁 君
委員	松枝 正浩 君	委員	前島 広紀 君
委員	有村 隆志 君	委員	仮屋 国治 君
委員	宮内 博 君		

- 3 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

なし

- 4 委員外議員の出席は次のとおりである。

委員外議員 野村 和人 君

- 5 本委員会に出席した説明員は次のとおりである。

総務部長	小倉 正実 君	財政課長	石神 幸裕 君
財産管理課長	楠元 聡 君	財政課主幹	末増 あおい 君
財産管理課主幹	堀切 貴史 君	総務部財産管理課主幹	向吉 孝司 君
財政課主任主事	大原 優介 君		
農林水産部長	永山 正一郎 君	農政畜産課主幹	内村 光孝 君
消防局長	細山田 孝美 君	予防課長	西中園 章 君
予防課長補佐兼設備係長	有馬 祐二 君	予防課主幹	岩下 壽裕 君

- 6 本委員会に出席した陳述人は次のとおりである。

槐島 義則 君 児玉 昇 君 川上 真一 君

- 7 本委員会の書記は次のとおりである。

書記 森 伸太郎 君

- 8 本委員会の付託案件及び所管事務調査は次のとおりである。

議案第54号 霧島市火災予防条例の一部改正について

陳情第5号 始良家畜保健衛生所移転に端を発する、市民生活に大きな影響を与える公有財産の取得処分に関する取扱いの改善を求める陳情書

所管事務調査 霧島市経営健全化計画及び霧島市公共施設管理計画について

- 9 本委員会の概要は次のとおりである。

「開会 午前10時00分」

○委員長（宮田竜二君）

ただいまから総務環境常任委員会を開会します。本日は、去る9月5日の本会議で、当委員会に付託されました議案1件、陳情1件及び所管事務調査を行います。ここで委員の皆様にお諮りします。本日の会議は、御手元に配付しました次第書に基づいて進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」という声あり〕

それでは、そのようにさせていただきます。陳情者入室のため、ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前10時01分」

「再開 午前10時02分」

△ 陳情第5号 始良家畜保健衛生所移転に端を発する、市民生活に大きな影響を与える公有

財産 の取得処分に関する取扱いの改善を求める陳情書

○委員長（宮田竜二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。陳情第5号、始良家畜保健衛生所移転に端を発する、市民生活に大きな影響を与える公有財産の取得処分に関する取扱いの改善を求める陳情書について、審査に入ります。本日は、陳情の説明者として、槐島義則様、児玉昇様、川上真一様が出席されております。出席者の方に議事の順序を申し上げます。まず、説明者の方から陳情内容、趣旨、経緯などについて、簡潔に御説明いただきます。その後、委員からの質疑に一問一答でお答えいただきます。御発言の際は挙手をして、私委員長の許可を得てから起立して御発言ください。マイクは青いボタンを押すとスイッチが入ります。また、説明者は、委員に対して質疑をすることができないことになっておりますので、あらかじめ御了承ください。それでは、説明者の方から陳情内容の説明をお願いいたします。

○陳情者（槐島義則君）

本日私たちのためにこういう貴重な時間をとっていただきまして本当にありがとうございます。私は、始良家畜保健所移転計画見直しを求める住民の会がございまして、こちらの代表を務めさせていただいております槐島義則と申します。本日はよろしく願いいたします。まず、説明の趣旨についていいですか、それに関しましては、文書の公開を求めたり、流れを全部メモして作成して下さったのが、川上真一さんですので、川上さんから話していただいてそのあと補足して私は説明するという形をとらせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○説明者（川上真一君）

ただいま、槐島のほうから説明があった川上と申します。今回の陳情の趣旨を御理解いただくために、必要と考えるので、本日添付しております資料について説明をさせていただきたいと思っております。1枚目になるかと思っております。公文書開示請求等から見えてくる文書的な流れということで挙げております。令和3年5月6日付け、始良家畜保健衛生所長から霧島市長あてに、文書番号なしで、始良家畜保健衛生所移転に関する移転候補地の選定についてという報告期限が5月28日までの候補地選定依頼がありました。条件としまして、口蹄疫等の家畜伝染病等が発生した場合に迅速に初動防疫が図れる地域、場所であること、2番目に、家畜伝染病棟の発生に備えた、防疫資材等の保管、備蓄、バイオセキュリティの高度化を図れる広さを有することがあります。必要面積はおおむね5,000㎡以上で、造成等の改良が軽微であることということが付されております。そして5月24日付けで、霧島市長が始良家畜保健衛生所長あてに、これも公文書番号なしで、始良家畜保健衛生所移転に関する移転候補地の選定について（報告）として、候補地10か所を選定し、推薦しております。依頼から報告までに、実質、平日は17日しかなく、検討、調査、地域とのヒアリングなど、時間的にも不可能であります。それ以前から、ここありきで進めていたものと思わざるを得ません。その10か月後であります。令和4年3月24日、始良家畜保健衛生所移転候補地選定会議が県庁の会議室で開催されております。この場で当該地が決定されております。4月8日でございます。これは公文書ではございませんが、牧園地区自治公民館長、自治会長会これ毎年各地区で行われております。この席で、中重市長が元高千穂地区自治公民館長に、オフレコでと前置きをして、この計画の概要を話しております。4月18日付けでございますが、鹿児島県農政部長から霧島市長あてに、始良家畜保健衛生所の移転整備について（依頼）という候補地の決定、土地売買等の事務手続等の依頼が届きます。このような流れで現在に至っておりますが、開示のあった部分についてまとめておりますが、そのほか、部分開示や不開示等もかなりありまして、黒塗り等がたくさんあったということをし添えております。それから2枚目でございますが、これまでの経緯ということで、書いております。要点のみをお話ししますので、あとはお目通しただけだと思います。2行目ですが先ほど申しました、県が関係市町に移転候補地を打診しております。そして令和3年5月24日、先ほどこれも申しました霧島市が市有地として、県に報告しております。令和3年6月に霧島市議会で、当時の松元深議員が、移転問題について、進捗についてということで一般質問をされ、当局

は、誘致に向けて県と協議中というような答弁をしております。令和3年10月11日でございますが、当該地が、合併前の牧園町名義であったものを霧島市に名義変更をしております。その二つ下ですが、先ほど言いました中重市長のオフレコ発言です。6月19日に自治会長等17名を集めて説明会を実施し、自治公民館においても、住民への周知の手だては全然とられておりませんでした。ほとんどの住民は知らないままです。恐らく、オフレコでという言葉が効いているかどうか分かりませんが、そのような状況でございました。令和4年10月11日に県が当該土地を購入し、現在に至っております。そして、令和4年12月10日ですが、高千穂地区高千穂7区自治会3役会総青年部、合同会議、の中で、家畜保健衛生所移転計画について、私たち住民が初めて知ることになりました。これは何なんだということで、取組を始めた次第でございます。年が明けまして1月20日ですが、土木工事の入札がありまして、地元の福地建設が落札しております。少し下にはありますが、令和5年2月27日、令和5年第1回霧島市議会定例会におきまして、前田幸一議員、宮内博議員、松枝正浩議員、塩井川公子議員の4名の議員が一般質問をさせていただいております。感謝しております。3月5日ですけれども、私たち、県の説明に対しまして、非常に疑義を持っておりまして、会によって、肝属家畜保健衛生所を現地調査いたしております。そこで周辺の皆さんに、聞き取り調査をいたしました。その結果、県が事実と異なることを説明していたということが分かりました。下のほうにいきます。令和5年4月16日、鹿児島県による第2回説明会、説明会のたびに県の説明は、内容が若干変わってきております。下にはあります。令和5年7月20日ですが、県知事との面談がかなってあります。このときに、署名、4,612名分を知事に手渡ししているところであります。7月29日鹿児島県による第3回の説明会、そして8月24日に県に打診しておりました肝属家畜保健衛生所の臭気検査が実施されております。同じく8月31日には臭気検査の結果報告会が行われたということでありまして。私のほうからは、以上でございます。

○陳情者（梶島義則君）

それでは私のほうから補足説明させていただきたいと思っております。まず、この1枚目の資料の県庁会議室で、高千穂に決まったときのメンバーのリストを入手しましたら、課長補佐以下しか参加していないような会議でございまして、課長以上は誰も参加してない会議で、ここが決まって、事実が分かりました。続きまして、2枚目の牧園町名義であったものを霧島市に変えたっていうのは謄本のコピーをつけておりますので、後で御覧いただければ、地目が畑であったものが原野に変わり、多分これによって評価も下がったんじゃないかというふうに我々は認識しております。当然、もうここにこういう施設を造るっていうものですから、少なくとも雑種地とかに変えるべきじゃなかったのかなという疑義を持ってあります。続きまして、6月19日の説明会をしたよっていう部分に関しましては、この下にはまず、消防後援会の案内と、そのあとの自治会長専門部長に対して、公民館長からもらった資料のコピーを見ていただければ分かりますけれども、まず蔵前さんは、総会終了後、県より、和牛共進会に関してのお知らせがありますというふうに言っています。そして、8区の公民館長には、2時から全国和牛能力共進会開催について、2、県が高千穂地区に計画している県有施設についてというふうな形あるんですけども、参加した自治会長に何人かにお聞きしましたら、ほとんどみんな、いわゆる和牛オリンピックがあるということで、舞い上がっていたのか知らないけども、そういう説明があったということの認識がないということをおっしゃって、彼らのほとんどが、また、高千穂7区もそうでありましたが、住民に対しての告知、説明は一つもないまま至っております。私たちは、先ほど川上さんが言いましたように、去年の12月10日、これもあえて、私たちの会議の資料をつけさせていただいております。高千穂7区自治会3役会、青壮年部会合同会議、去年の12月10日のものを、検討会、家畜衛生保健所の建設問題、令和4年4月、霧島市長から高千穂公民館長に家畜衛生保健所をみやまコンセルの近くに県が建設予定であるとして告げられた。公民館長から相談があった。あなたならどう対応しますか。これは、去年の4月のうちに高千穂7区の自治会長は、公民館長から聞いていたにもかかわらず、また、毎月第2土曜日には三役会議とか拡大の会議をしていたにもかかわらず、一切一言も言うことなく、12月10日を迎

えておりましてこのとき初めてこの事実を知らされて、みんな大騒ぎになりまして、また、私自身が、自治会の副会長であったこともあって、何とかしましよと言いましたら、公民館長と自治会長が霧島市と県にある条件を出しているからその回答が来るまで動けないから、副会長であるあなたが動いたらいいじゃないかということで、私自身が代表として動かざるを得ないことになった経緯がここでございまして。ですから、少なくとも、12月10日に私たちが、聞き、すぐ行動に移し声を上げなければ、多分そのまま着工に至っていたんじゃないかというふうな感じがいたします。続きまして、先ほど川上さんが言いました、肝属の家畜保健衛生所の周りの家に訪ねていきました。そして私たちは、今度出来る予定の場所の近くの者ですけど、どうですかって聞きましたら、私たちは県にだまされましたと。煙も出ない、臭いもしない施設だって聞いていたのに、風向きによっては煙も来るし、臭いもします。ですから慌てて窓閉めるんですというふうにおっしゃったんですよ。何で言えないかという、自分ところの茶畑を全部施設のために県に買ってもらった負い目があるから言えないんだということまでおっしゃっていました。ですから、その施設自身が臭いするもの、煙が出るもんだなっていうのは私たちは認識せざるを得なかったというのは現状です。そして、1月25日の第1回目の説明会そして4月16日の2回目の説明会でも県はあくまでも、煙も出ません、臭いもしませんって突っぱねていましたし、ただ私たちは、3月にそれを聞いてたもんですから4月のときに、あなたたちも近所の人に聞いてくださいと。その結果を私たちにも教えてくださいということ投げかけました。ただ残念ながら、2回目のときは霧島市は誰も参加していませんでした。担当者が誰も。県だけの説明会に変わっております。そして、先ほどありました7月20日、知事面談がやっとかなって4,612名の署名を渡したんですけど、陳情書を県議会に出しまして、一応審査していただいたんですけども、自民党大多数の中、自民党の方々はどうも、合意されたっていうふう聞いてますが、継続審査という形になったんです。もういつになるかわかんないなと思ったら、自民党の議員さんたち、産業経済委員長はじめ、知事と直談判していただいて、陳情した私たちと知事と面談したいということが実現しまして、すごくありがたいことでした。そして、その直後にありました7月29日の第3回目の説明会、これには霧島市も参加していただきましたけれども、ここで大きく変わったことは、それまで課長補佐クラスしか出てこなかった説明会に、ちゃんと課長と部長まで来てくれました。要するに、真摯に私たちに向き合ってくれているなっていうのを実感した説明会でございまして。そして、8月24日、肝属家畜保健衛生所の臭気検査をやっていただきました。そしてその結果8月31日に出たんですが、1番最後のほうに資料がありますけれども、要するに、環境省の基準値はクリアしているけども、臭いがあるということが立証されたわけなんで、基本的には、煙も出ません、臭いもしません、臭いの部分について、県の説明はうそであったということ立証したと私は認識しております。これが今までの形の補足説明でございまして、3回目の説明会の後、霧島市の方がひろば欄に載せていただいている新聞記事も出してるんですけど、実は私たちは、4回ひろば欄に投稿しましたが、全て無視されて、掲載されることはなかったんですけど、第三者の方がやっぱり、客観的にしていただいたからなのかなというふうに、ありがたく思っているところでございます。大体以上でございます。

○委員長（宮田竜二君）

ただいま、陳情の説明が終わりました。これより、陳情に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（松枝正浩君）

活動お疲れさまでございます。それでは陳情書を提出していただいておりますけれども、陳情書の確認をさせてください。この陳情の趣旨と言われるものは、二つあるのではないかと考えておりますけれども、市有地の土地評価額が低い場合での大規模市有地を処分する際は、その金額にかかわらず、議会の議決を経る条例改正。そして二つ目が、市民に事前に説明を行うよう法令等で定めるよう改善を求める。適切な時期に議会や市民に情報提供を行うことを重ねて要望すると、この2点かと思うんですけど、確認をさせてください。

○陳情者（槐島義則君）

おっしゃるとおりでございます、今のあれでは、面積と価格と両方をクリアしないと、何か議会にかけなくていいという決まりになっているようですけれども、先ほど来申し上げておりますように、大事な施設、地域住民にとっても大きな影響を及ぼすような施設でございますので、ぜひその辺のしゃくし定規な形じゃなくて、これは大事な施設だから、議会にかけてほしいし、それ以前に、地域住民に、県がこういふとか霧島市がこういふ施設をつくろうとしているんだよということ、広報誌、また事前に、要するに霧島市がここに決めようという段階でも少なくとも、地域の人々への霧島市独自の説明会とか、そういうことをやっていただければありがたいなというところでございます。

○委員（松枝正浩君）

1項目目の面積、それから金額の要件につきましては、地方自治法、そしてまた地方自治法施行例で定められます。そしてまた、憲法との兼ね合いも少しございまして、この辺についてはどうなのかなというところで、また、後ほど、執行部にも確認させていただきたいと思っておりますけれども、この2項目目の点につきましては、先ほど川上さんの御説明でもありました。令和5年3月2日に、土地の関係につきましては、一般質問をさせてもらっております。この中で問いをいたしました。農大跡地の今後の活用計画は、当然検討がされているものですかということでご求めましたら、総合支所長が今のところ何の計画もないというところで、本来であれば、計画を持って決めてから、こういう売買というものについてはされるべきだと私は思いますけれども、その点についていかがお考えでしょうか。

○陳情者（槐島義則君）

おっしゃるとおりだと思いますし、やはりそういう丁寧な形の手続をしていただきたいし、そういうのを、あらかじめ決めていただいたそれを住民にも公表して、住民の意向、意見等も聞きながら、進めていただければありがたいなと思っております。

○委員（松枝正浩君）

あわせまして、またこのようにも問うてみました。市民の声も聞かれての売却であったのかということをお聞きしたら、当時の部長の答弁では、市民の意向というものは確認していないということでありました。そして改めて、市民の声を大切に丁寧に聞いていかなければならない、このような考えに基づき、議論を進めていかれるのかということをお聞きしたら、市長が答弁をされました。日本は民主主義国家です。議会があって、各地域には自治公民館長、自治会長がいらっしゃる。今回の家保の件では、自治公民館長、宿泊施設等について説明等が行われていると。今の時代、100%の賛成を得ることは、もうほぼ不可能と思う。しっかりと霧島市にとって必要なことについては、地域のそういった自治公民館長であったりそういったところの意見を聞きながら進めていきたいというところでの答弁があったわけですが、少し、投げ出しているようなところも感じるところであるんですけれども、この点についてはどのようにお考えになりますか。

○陳情者（槐島義則君）

もう時代錯誤っていうか。やはり、本当の生の地域住民たちの声、いろんな意見が多分あると思っておりますけど、そういう人達の声の吸い上げて、その代表である自治会長とか、公民館長だけに問いかけてそしてその反応で全てを進めていくっていうのは、違うと思います。やはり、県が3回やってくれましたけど、霧島市は、2回目、3回目は来ましたが来ただけという形で、やっぱり全然住民に寄り添ってないというふうな認識をみんな持っております。ですから、そういう意味では、やはり地域住民に、まずこういうのをやるっていうこと自体が、ちょっと長くなりますけども、まず、農政畜産課のほうで、第1回目もやりますよっていうのを、広報で回覧で流しますということをおっしゃったにもかかわらず、間に合いませんでしたということをおっしゃったので、私たちは、急遽自分たちの費用でチラシをつくって、約1,000枚、高千穂地区だけ手配りで配って、知らしめて、新聞には70人となっておりますけれども、約100人の方が第1回も見えて、いろんな意見が飛び交いまし

たし、收拾がつかないぐらい、何で今まで知らせなかったんだということの声が一番大きかったんです。だからそういう意味でも、地域住民に関わるようなことに関しては、あらかじめ、決める段階において、地域住民に問うといいますか、説明会をするとか、こういうことを予定ですけどどうでしょうかということ、ぜひやっていただきたいなというふうに思うところでございます。

○委員（松枝正浩君）

そしてまたこのようなことも、議会の中では申されておられます。今回、私が問うた中では今回、牧園で議論が出たのは、行政主導で進められていたことも一つあるのではないかと、令和3年5月6日、先ほど資料でも説明がありましたけれども、県から市へ土地の情報提供の依頼文書が発出されておられます。この時期からの跡地活用検討策ができたのではないかと。なぜ、国体終了後に検討を始める予定になっているかということと問いましたら、市長の答弁として、それぞれの部署とも話をしている。しっかりと、国体を開催した後に、こういった形で活用したいというようなことを打ち出していければと考えているというようなことと、計画が決まった中で県の土地売却は時期尚早ではなかったのかということと問いましたら、議会からも何度も質問があり、カヤが生い茂って荒れ地となり、有害鳥獣の巣になっているのではないかと、しっかり管理してくれないかという意見があったということでの売却であったというようにとらえざるを得ないんですけども、少し時期が早かったのか、議論をもうちょっとすべきじゃなかったのかと私自身は思うところでありますけれども、いかがでしょうか。

○陳情者（梶島義則君）

まず、あの周りに県が使っているみやまコンセールがありますし、自然ふれあいセンターがありますし、あと霧島ゴルフクラブあります。あの土地は、まず全部旧牧園町の名義のものがほとんどで、売却したとこがないわけですよ。何であそこだけを分割して売却しなくちゃいけなかったのかということ自体が問題だと私は思っています。県にもその点は言いました。全部名義はそうですけど、霧島市から無償で借りてあなたたちは使っているじゃないかと。何で今回だけわざわざ売買しなくちゃいけなかったのだと。しかも、極端にあそこに住んでいる者から見たら考えられないような価格でございますので、2月に、県庁に行きましたとき、知事あてに、323万400円で霧島市が買い戻さないんだしたら私たちに売ってくださいという署名を知事に渡してきておまして、それぐらいの、私たちから考えたら、もう、安過ぎる価格であることは間違いございません。

○委員（松枝正浩君）

私から最後になりますけど、情報提供で申し上げます。このように、声の関係で問うたことがあります。令和5年4月から、御存じだと思うんですけども、市長公室というのができております。市民の声を聞く、声を拾う機能が強化されるのかということと市長に申し上げました。市長は、1日にかなり多くの声が届いているということで、広聴に対する部分もさらに強化できるのではないかと申し上げて、当然に、地方自治の原点は、住民の皆様の声聞き、そして、その思いや願いを形にしていくのが、また政治であり、行政であるというふうに思っておりますので、この辺がしっかり実現がなされるように、私につきましては、行政を監視、注視していきたいというふうに思っております。

○陳情者（川上真一君）

ただいまの松枝委員からのお話に関連する部分でございますけれども、市長は、答弁の中で、きれいごとをすごく言っているやいますけれども、私どもがこの活動をする中で、大元になったのは、令和4年4月の自治公民館長会の中で、オフレコでというような表現をされて、そして地域の方には黙っとけよというようなやり方をされた。このことは、行政の長として、やるべきことだったのかどうなのか。ここら辺はすごく大事なことじゃないか。次にまた、当局のほうと話し合いがあるかと思いますが、このこと等については、当然、議会の皆様方から確認をとっていただく必要があるのではないかなど。あわせて、先ほどありましたとおり、答弁の中で、議会からも要請があったと、土地について議会からも要請があったからやったんだというようなことを答弁してお

りますが、私はそのことについても、いつの議会でどういう話があって、そのことを言ったのか。今年の3月議会のことですので、直近の議会でそういう何か、要望等があったのかなと思って、調べてみました。そしたら市長が根拠としたのは、令和元年9月、一般質問で厚地覚議員が、当該地において、イノシシが云々話をされて、何か方法はないかとかいうような話をされた部分の議事録が残ってありました。そのことを、話をされている。今、令和5年です。この問題が発生した令和4年、先ほどありましたけれども、令和3年には松元深議員も進捗等についていろいろ話を。そういう中で、市民とかを愚弄するような、どうせ分からないよというような形での答弁をするということにも、すごく疑問を持っておりますし、こういったところも、やっぱりどうかなというふうに思っております。どうするという事ではないんですけれども、事実としてこういうことがありましたということに関連として、今お話しさせていただきました。

○委員（宮内 博君）

私も一般質問でこの問題を取り上げさせていただきました。そこで括りの言葉で私申し上げたんですけれども、一つは、これ縦割り行政の弊害の特徴的な形であられた問題だということで、指摘いたしました。同時に、行政が本当に市民の側を向いているのかどうかというこのことが問われる問題だというふうに思ったんです。特に、私も議会、議員として、市民の皆さんから負託を受けて、いわゆる行政の監視役として、議会に送り出しているんですけれども、その議会に対して全く説明がなかったということですよね。同時に、住民の皆さんにも、説明らしき説明はなされずに、オフレコでこれを館長に伝えるという、そういうことが行われていたという、まさに霧島市の今の体質を示すことではないかということで、この問題に向き合っていかなければいけないのではないのかなというふうに思うんです。陳情書の中で、いわゆる自治法に決められた一つの制約があるわけですけど、5,000㎡以上、2,000万円以上、この二つの要件をクリアしなければ、議会の議決を得る必要はないという問題があるんですけど、ただそれだけでいいのかと、陳情書の中には、住民の皆さんに直接関わる大事な問題っていうのは、早くから住民の皆さんに、お知らせして、また議会にお知らせして、議論をすると、提起をするという、そのところが、大きな、今回の問題ではなかったのかということでの問題提起だというふうに私は受け止めております。議会としても、もうちょっとアンテナを広げて、そういう情報があるというのを、もっともっと深く探知できるような活動っていうのが必要じゃないのかなということも、一つは反省しております。鹿児島県が令和4年度に整備計画を発表して、そしてその4年度中に、用地を購入する土地の測量をする建設設計、そして敷地の造成設計まで行うということを予定しているんですけど、そういう情報も得ることはできませんでした。だからそういう点では、今後、さらに私も、私ももっとも努力をする必要があるんじゃないかなというふうに思います。そこで、お尋ねなんですけれど、法律というのが一つありますので、それを超える条例というのを求めているということでは、一定の制約があるだろうというふうに思うんですけども、これは行政の在り方を問うているということでもあろうというふうに思いますので、これまでの様々な取組を通じて、痛感なされたことは先ほど若干説明がありましたけど、まだまだそのこういうふうに変えてもらえたいとかいう思いがあるのではないかと思いますので、そのところあれば、お聞きさせてください。

○陳情者（児玉 昇君）

今日は貴重な時間をいただいて、誠にありがとうございます。5月から地区の館長としてお引き受けいたしました。こういう大きな問題になって、大変御迷惑もかけているかと思いますが、地域の住民といろいろ話をする中で、宮内議員からもお話があるように、地域の住民の方が、もうちょっと意見を聞いてほしいというような声がたくさん聞こえてまいりましたので、今後、いろんな行事とか計画があらわれると思います。そういう場合には、やはりある程度公表していただくものがあれば、なるべく住民の声を聞きながら市政を進めていっていただければありがたいと思いますので、今後ともよろしく願います。

○委員（藤田直仁君）

今日わざわざ御苦労さまでございます。文面の部分だけで確認させてもらいたいところがありまして、最初の陳情書の中身ですよ、市民生活に大きな影響を与える、この大きな影響を与えるというのは具体的にどういうことを示されているのか、申し訳ないんですけど、いま一度御説明になってよろしいでしょうか。

○陳情者（槐島義則君）

今回の始良家畜保健衛生所の移転問題は、私たちにとってはもう、常にあの場所は散歩コースであり、子供たちが遊ぶ場所であり、そういう近くにそういう、私たちは嫌悪施設と言っているんですけども、そういうものが来るっていうことはもう絶対許容できないような、市民生活に大きな影響っていうふうにとらえておまして、そういうものを持ってくるような計画に霧島市が加担しているっていうか、霧島市が手を挙げて、あそこを県に推薦したわけですから、そういうものをするに当たっては、絶対に事前に了解を得るとか、そういう手続を踏んでほしいし、さっき申し上げましたように数値的に5,000㎡そして2,000万円という、その基準に合致しないから、やればいんだっていう形の姿勢ではなくて、法律を変えろとは言いませんけれども、そういうものをする場合には、配慮した形で議会にも諮り、また地域住民にも説明してこういうのを造ろうと思うけれども、こういうふうにしたいと思うけどもっていう形の打診が欲しいし、特に今、みんなが言っているのは、今度10月に国体を開く馬術競技の広い土地を、どういうふうになっていくんだろうねと。グラウンドゴルフをやっている人たちはグラウンドゴルフの会場になればいいねとかいろんなことを言ってますけれども、そういうものをやったり事前に住民たちの声を聞いて進めていくっていうような姿勢をぜひお願いしたいというところでございます。

○委員（藤田直仁君）

私の質問の仕方が抽象的な質問だったかもしれません。私が聞いたかったのは、その移転問題にいろんな住民側からすればいろんな問題があるっていうのは、今日持っていただいた資料を時系列に並べてもらったりとかして、よく理解できたんですけども、大きな影響というのはだから具体的にどういうことなのか。その移転に反対ということはもう重々分かっているんですけども、ただ今回の場合は、移転に反対を陳情しているのではなくて、その処分の在り方について改善を求めているという陳情になってるんで、移転反対の陳情とは違う趣旨に文面だけ素直に読んだらそういうふう感じたもんですから、その中で、市民生活に具体的にどんな大きな影響があるのかっていうのを嫌悪施設、嫌な施設と大きな影響を与えるっていうのは違うような気がするもんですから具体的に大きな、市民生活に影響を与えるというのはどういうことなんでしょうかというのを聞いたかったんでもう一度説明していただいでよろしいでしょうか。

○陳情者（槐島義則君）

要するにあそこにそういうものが来ることによって、多分、今までの散歩コースをみんな変えていくでしょうし子供たちにも近づかないようにしろとかいう形、今まではすばらしい場所ということで特に、私なんか10年前にUターンしてきて、すごくいいところに帰ってきたなということで、約40年以上首都圏、関西におりましたのでそういう人たちに、いいところだから来なさいよと、だから一遍来てよというような形の情報発信もやっておりますけれども、そういうものが出来てしまえば、それもできなくなるんじゃないかなという意味でも悪影響ですし、要は、具体的にその人その人によって違うでしょうけど、例えば、子供がぜんそくだったんで、移住してきたんだけどここに来て、2人ともよくなると。もし、あそこにそういう煙や臭いが出るような施設ができるんだったら、どうしようかしらというふうにならぬようなお母さんもいるわけですよ。だから、要するに大きな影響というか、今まで平穩に暮らしていたところに、そういうものがぼんと来るっていうことによって、出来てみないとどういう形に本当はなっていく分からない部分あるんですけども、いずれにしても、私たちのイメージしている施設であればまた、この間聞いてきた、そういう風向きによっては、煙も来る、臭いもする。市長も議会で、煙も出ない、臭いもしないということを答弁されていますけど、それをどういう認識で言われたのか分かりませんが、違うんで

す。現実が。それがあった場合に、私たちの生活に大きな影響を受けるわけなんで、そういうような施設数を、もし、持ってくるとか造ろうとか、そういうものがあった場合には、いわゆる、今回は、霧島市の土地を処分したことによってそれができちゃうわけですよ。それを拒否、霧島市が県に、こういうのがありますよと言わなければなかった話なわけですよ。現実的に言った場合。そういうものを踏まえて、ぜひ、5,000㎡を超えたけど、2,000万円を超えていないからよかったねではなくて、そういうものを、何か、大きな施設なり、何か影響を与えそうなものを処分するとかそういうときには、何らかの措置っていうか、法律的には問題ないけれども、ぜひ、この辺だったらやっぱり事前に市民にも知らせたほうがいいよねと、あと議会を通したほうがいいよという形でならないだろうかという要望書でございます。よろしく申し上げます。

○陳情者（川上真一君）

今、槐島代表のほうから説明があった、私どもの今の取組、活動についてはおっしゃるとおりの内容でございます。先ほどありました陳情書の中で、今回と同様に、市有地の処分により、市民生活に大きな影響を与える恐れ。これは、霧島市内には多くの市有地がございます。牧園だけじゃなくどこにもそういう市有地があるわけなんですけど、あわせて、行政においても、いろんな範疇の事業があります。そうしたときに、実際に私どものことを例にしますと、私どもは見直してくれという考え方ですけども、中には賛成する人とか、いろんな考え方がございます。行政の事業についていろんな考え方をしている人がいるわけなんですけども、この処分について、いろんな分野について処分をする場合に、事前にしっかりと対応しないと、住民間において意見が合わない。ああだこうだ。あいつらは、こいつらは。いろんなことで、住民からの不信感を招いたりとか、そういうことが発生してくる。そうすると、当該事業だけにかかわらず、ほかの面に対しても、市は何を考えているのかという話で、県は何を考えているのかということにつながってくるというふうに考えます。そのことは、市民生活にとって、隣近所の付き合いについても、すごく影響してくる。このことが一番、住民が不安になるというのが一番、大きな影響だろうというふうに思います。今回は私たちの事業の始良家畜保健衛生所移転問題でございましたが、そのほかに、観光である商工であり、産業もいろんなのがあって、市有地を買収せないかんというのは出てくるかもしれません。そうしたときに、これは、こういう理由で住民の方々にとっては、こういうメリットがあり、デメリットこうだから、こうしないといけないんじゃないかということを経験にやっぱり知らしめる。そういう手だてが、必要じゃないかと。私たちが考えている中では、市長は、自分に都合のいいように話をされて、住民は知らないでいいのだと。ましてや、私どもの代表であります議員に対しても、こういう決まりの中だから別にいいだろうというような手法は、断じて許せないという。法律上の決定事項とかいろいろそれは私のほうでどうすることもできませんけれども、認識の中に、議員の皆さん方私たちの市民の代表なんだということがもしあるとすれば、こういったことについては、やはり事前に、議員の皆さん方に、議決事項ではないかもしれないけどこうあるんだよというようなことをお知らせいただくことが一番大事で、そのことが、市民が幸せになっていく市民第一の形につながっていくんじゃないかなというふうに思います。回答になったかどうか知りませんが、そういうふうに考えております。先ほどの代表の意見と、一緒に考えていただければありがたいかなと思います。

○委員（藤田直仁君）

もう一つ確認させてもらいたいことがあるんですが、この内容でいくと公有財産の取得処分ってことなんで、今回の場合は県と市というんですけど、県のほうにも同じような陳情書を出されているんでしょうか。その確認です。

○陳情者（槐島義則君）

県には、出しておりません。県にはとにかくあそこじゃないでしょうと、施設として必要なのは分かるけれども、もっと適切な場所はあるでしょうということの申入れをしております。

○委員（宮内 博君）

先ほど川上様がおっしゃったのは正に私冒頭申し上げたように、縦割り行政の弊害だと思うんです。それで環境基本計画のことを申し上げましたけれど、一般質問のところで、牧園という場所はどのような場所なのかということで、温泉、音楽などと融合した市独自の癒やしのふるさとづくり取り組んでいる地域なんだと。計画でこういうふうに書いてあるわけですよ。それを今回のこの中に取り入れていけば、あそこじゃないでしょうということに当然なるわけですよ。ところが、全く縦割りですから、畜産のことだけで行政が考えているという、このことについて、環境の問題であったり、あるいは観光の問題であったり、そういうところはどのようなふうを考えるのだろうかという一体的な議論がやっぱりなされてなかったっていうのが、後に我々も知ることができるわけですけど、そういうところは本当に改善をしていかなきゃいけないというふうに思うんですよね。ですから、私も地域を回りました。歩いて。五、六人の人と民家に行って話も聞きました。また、集会も参加させていただきました。そして加治木の衛生所の周辺も回りました。特に、高千穂地区の方たちが、声をそろえておっしゃるのは今、代表がおっしゃったように、ほかの場所でいいんじゃないかと。何もこの場所でもなくて、施設は必要なことは分かるという。私たちは、温泉を楽しみたい、この景観が物すごく気に入っている。近くに音楽も聞けるそういう施設があるということで、よそから転入してきた人たちっていうのがたくさんいるんだなというのを実感しましたよ。ですから、そういうことを行政がきちんと地域の特性ということで捉えていけば、この計画はなかったんだろうと思うんです。霧島市としては、10か所、場所を特定して提案をしている。最も多かったのは溝辺町の6か所ですよ。1か所しかなかったのは牧園で、その中から選んでいるわけですけども、ですから、やっぱり行政の在り方を変えなきゃいけない話だろうというふうに思うんですけど、先ほど申し上げましたように、市民生活に大きな影響を与えるおそれっていうのは、まさにそこだろうというふうに思いますけど、どのように捉えていらっしゃるでしょうか。

○陳情者（梶島義則君）

今おっしゃっていただきましたように、私なんかもUターン者であるし、あの周りは移住者が半分と言いませんけども、かなりの人たちが移住してきて、いいところに越してきたということで、先ほどの中で抜けておりましたのは、キャンプ場があるんです。もう夏休みも過ぎておりますけども、キャンプをしに来ている方たちがいっぱいいるわけなんです。やっぱり世間の世俗を離れて、大自然の中に身を委ねたいという形で来ておられるみたいで、そういう方たちのところに、もし、変な臭いが流れていったらどうなるんだろうなというのを、いまだに危惧しておりますし、要するに、そうなった場合の風評被害とかそういうことを考えますし、いずれにしても、自分たちとしては、あそこじゃないでしょうっていうのを思い続けております。その思いが、やはり、去年の12月10日から今まで活動してきた原動力でもありますし、そういう意味では、自分たちの今までの平穏な生活を壊してほしくないという市民生活を破壊してほしくないといえますか。そういう思いでいっぱいでございますし、周りの方もそういうような思いだと思っております。

○委員（仮屋国治君）

今回の陳情書を拝見いたしまして、非常に大人の対応といたしますか、大所高所から霧島市のよりよい発展を考えていただいた陳情を出していただきましたことにまずは敬意を表したいと存じます。参考までですけども、7月29日の説明会、私も参加させていただいたんですけども、大分紛糾したと思うんですが、その後、臭気検査をやられてらっしゃる、以降の県とのやりとりというのは、どのような状況になってらっしゃいますか。

○陳情者（梶島義則君）

今、傍聴に来ていただいている秋丸議員に本当にお世話になっておりまして、私たちのいろんな思いを、直接、今までは、私たちが、課長補佐クラスとやりとりして、終始してたんですけど、直接部長とかにも、伝えていただいております、これからどうなっていくか分かりませんが、私たちの意見も踏まえつつ、いろんな形で動いていただけるんじゃないかなろうかと思っています。ただ、もう造成工事の落札があり、また今年3月の県議会で、実は建物の予算までもう決まっている

んですよね。それをどっかに移せっていうのは、至難の技であろうし、そこまで塩田知事が決断してくださるとは思えない部分もありますので、じゃどうしようかということをごちらも今、考えておまして、その辺のところはまた、秋丸議員にもお力をいただきながら、県とやりとりして、どっか落としどころを探らなくちゃいけないのかなという思いもございます。

○委員（仮屋国治君）

7月29日の説明会の中で、私の勘違いでなければですけども、8月中旬にはもう着工するというような話があったと思うんですけども、もう既に9月に入っているわけですけども、その辺についての県の対応というのはどのようになっていますか。

○陳情者（槐島義則君）

その点につきましても、すぐ秋丸議員に確かめていただきましたら、そのつもりはないということのございますんで、県は丁寧に丁寧に説明して進めていくっていう姿勢で、従前からそういうことは、議会なんかでも言っていたんですけども、多分その形で、いきなり着工とか、それは多分ないだろうと思います。だから、先ほど申し上げましたように、私たちもその条件闘争といった語弊ありますけど、どうしても出来るのであれば、よりいい形で、自分たちに見えないような形とかいろんなことを考えながら、検討していきたいと思っております。ですから、いつ着工っていうのはまだ何も言ってきておりませんし、多分、もうちょっとキャッチボールがあって、そのあとに、いろんな方針っていうか、いつから着工したいということを多分、向こうから。いきなりっていうんじゃないで私たちにも、伝えながら進めていくんじゃないかなというふうに思われます。ただ、現時点において言えることは、今のところそういうところのございますんで、多分、9月中に、何らかの方向が出てくるのかどうか、その辺のところはまだ分かりませんが、いずれにしても、以前はとにかく敵対関係だったのが、秋丸議員のおかげで真摯に対応してくれている、私も実感しておりますので、そういう形で、お互いに誠意を持ってやりとりして、進めていきたいというふうに思っております。

○委員（有村隆志君）

この牧園農大跡地ここについては、私も議員になったときから、議会と語り合いというのがありまして、そこに何回かお邪魔する中で、書記を仰せつかりまして、2回ほどこの跡地をどうしてくれるんだという話を、住民の方がかなりされたという思いでありますので、やはりこういうのを造るのであれば、丁寧な説明が必要だったのかなというふうに思うところがございます。なので、一応そのあと、皆様が今年初めから動かれて、説明会が3回あったということがございますので、1番気になるのは一つだけ教えていただきたいのは、そのような大事なこの場所は、すごく意味のある場所だと思っておりますので、その時点で6月19日、自治公民館の、ここで初めて、流れの中では書いてございますので、自治会長たちも、いきなりぽつと言われてしまって、対応ということでこの時点でできるとすれば、市民の皆様にも、本当は県がここで説明会なりすべきだったと私も思っているんですけども、そこら辺は、その時、自治会として、何かそういう動きというのはなかったんですかね。

○陳情者（槐島義則君）

先ほど申し上げましたように、高千穂7区の自治会長も4月の段階で知っていながら、私たちに12月10日、あと6月19日に約17名参加されているっていうふうに聞いてるんですけど、そこにはもう既成事実としてここで決まってやりますからというような報告みたいな形だったというふうに聞いてますし、資料を持ってきておりませんが、これを受けて、その当時の公民館長と、その当時の霧島市の部長とのやりとりのメモを頂いたんですけども、要するに、着工して、住民にいつ説明会をしてくれるんですかって言ったらそれに対する回答は、もう着工してからでいいですよということ、前の霧島市の部長が言っているわけですよ。観光に長い間携わってきた人の言葉と覚えられない形。要するに、もう住民無視も甚だしいし、でもそれは多分、前公民館長もうそを書いているとは思えないですよ。それをもって結局、住民に説明会を開くなんていう気は毛頭なく

て、単なる報告会ってどうか、そういう形を考えていたんじゃないでしょうかと思います。

○委員長（宮田竜二君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、以上で陳情に対する質疑を終わります。説明者の方は、ありがとうございます。ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午前11時07分」

「再 開 午前11時10分」

○委員長（宮田竜二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。陳情第5号始良家畜保健衛生所移転に端を発する、市民生活に大きな影響を与える公有財産の取得処分に関する取扱いの改善を求める陳情書について、本市の現状及びこれまでの経緯を把握するため、執行部の説明を求めます。

○総務部長（小倉正実君）

陳情第5号「始良家畜保健衛生所移転に端を発する、市民生活に大きな影響を与える公有財産の取得処分に関する取扱いの改善を求める陳情書」について、これまでの処分の経緯及び条例の規定の内容とその見解を財産管理課長が説明しますので、よろしくお願ひいたします。

○財産管理課長（楠元 聡君）

陳情第5号「始良家畜保健衛生所移転に端を発する、市民生活に大きな影響を与える公有財産の取得処分に関する取扱いの改善を求める陳情書」について、これまでの処分の経緯及び条例の規定の内容とその見解について説明いたします。県が行う始良家畜保健衛生所建設の予定地について、県の購入希望により売却した土地は、霧島市牧園町高千穂字真頭3615番16のほか2筆で、地目は原野、面積は8,803㎡、843㎡、1,122㎡の合計1万768㎡です。処分単価は、当該予定地近隣の過去の事例を参考にして、令和4年6月霧島市公有財産取得処分等委員会の持廻り会議により、処分単価を1㎡当たり300円と決定し、売却価格は合計で、323万400円でした。次に、資料の1頁をご覧ください。「霧島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第3条では、「地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については1件5,000㎡以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。」と規定しています。当該予定地の売却は、本条例の要件に該当していないことから、市議会の議決には付しておりません。本条例の要件は、根拠法令として、地方自治法施行令第121条の2第2項及び別表第4により、土地については、その面積が市町村にあっては、1件5,000㎡以上、その予定価格の金額は、2,000万円を下らないこととする基準が規定されており、この基準に従い定められていることから適正であり、この基準を下る金額を定める条例改正はできないものと考えています。また、地方自治法第96条第1項第8号では、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分することを普通公共団体の議会の議決事件としていることから、議会の議決に付さないことも適正であると考えています。資料の2頁に鹿児島県内19市の状況を一覧にしていますのでご覧ください。以上で説明を終わります。

○農林水産部長（永山正一郎君）

陳情第5号「始良家畜保健衛生所移転に端を発する、市民生活に大きな影響を与える公有財産の取得処分に関する取扱いの改善を求める陳情書」に関して、鹿児島県より本市へ家保移転候補地に係る選定依頼があつてから、移転候補地売買までの経緯についてご説明いたします。令和3年5月、県より候補地の選定依頼が提出され、令和4年4月、本市が示した複数の候補地のうち、牧園町を移転先とする方向での協力要請が県から示されたことから、同年6月の公有財産取得処分等委員会を経て、同年10月に売買契約を締結いたしました。以上となりますので、よろしくご審査ください

ますようお願いいたします。

○委員長（宮田竜二君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより執行部に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（前島広紀君）

尋ねたいんですけれども、複数の候補地っていうことなんですが、陳情者の言われているのは候補地10か所を選定してあるんですけれども、この10か所はどこですか。

○農政畜産課主幹（内村光孝君）

地域別に言いますと、隼人が1か所、溝辺が6か所、横川が2か所、牧園が1か所となっております。

○委員（前島広紀君）

大事なことだと思いますので、具体的な場所っていうのは分かりますか。

○農政畜産課主幹（内村光孝君）

申し訳ありません具体的な場所というのは10か所全てのほうはこちらのほうでも今持っていないんですけれども、最終的には4か所、県のほうが、始良市も含めまして4か所選定して、そのうち霧島市の中で、溝辺町、横川町、牧園町の候補地が残りまして、最終的には県が、その中で、牧園町の候補地を移転候補地として選定したところでございます。

○委員（松枝正浩君）

それでは土地のことについて、お尋ねいたします。市から県への土地の情報提供がなされておりますけれども、私が以前お聞きした中では、宮崎、そしてまた始良伊佐圏を網羅する防疫上というようなことをお聞きしたところでありまして、また、住民への説明の視点も含めて、この土地の情報提供が妥当であったのかどうか、まずお伺いいたします。

○農政畜産課主幹（内村光孝君）

県のほうから示された要件が、面積が5,000㎡以上、また、複数の出入口が確保できる場所というところがありまして、そういうところを鑑みながら、市のほうの市有地等を基本に、候補地のほうを県のほうへ提案したところでございます。

○委員（松枝正浩君）

それでは取得処分委員会についてお尋ねいたします。今、口述にもありました持ち回りの決裁ですけれども、取得処分委員会で年間どのぐらい、持ち回り決裁で単価が決定されているのか、お尋ねいたします。

○総務部財産管理課主幹兼財産管理グループ長（向吉孝司君）

令和4年度の実績でございますけれども、7件でございます。

○委員（松枝正浩君）

会議形式と持ち回り形式とあると思います。当然、そのときの諸事情によりまして委員の方々のご都合があると思いますけれども、今回の価格決定がされたこの牧園の件でありますけれども、このときはどのような経緯で持ち回り決裁になったのか、御説明をお願いいたします。

○財産管理課長（楠元 聡君）

まず、この持ち回り決裁に当たっての経緯というのは私ども分からないんですけれども、まず、持ち回り決裁をするに当たっては、審議事項が緊急を要して、かつ、簡易であると認めたときは持ち回り決裁できるという規定がございます。この規定に基づいて、この候補地につきましては、以前、関平鉦泉所の近くで、処分単価を原野が平米当たり300円で決定した事項がありましたので、この価格を参考にして決定したというところでございます。

○委員（松枝正浩君）

今、財産管理課長のほうの答弁で緊急というようなことがございました。果たして緊急だったのかということも、いささか疑問に思うところでありまして、それではお聞きいたします。

れども、持ち回り方式での会議、どのようなデメリットが考えられるのか、お示してください。

○財産管理課長（楠元 聡君）

デメリットという件につきまして明確なものはございませんけれども、まず緊急と考えられる一般的なものとすれば、災害等とか起こって、早く処分単価を決めて購入しなきゃならない若しくは何か諸事情で早く売らなければならないということが考えられます。その場合、ただ急ぎであっても、処分単価が明確なものがなければ、持ち回り決裁はできないんですけれども、山林とか原野とかで近隣でその処分単価の参考とするものがあれば、持ち回り決裁で委員の皆さんの意見を聞きながら、決裁できるものだというふうに考えているところでございます。

○委員（松枝正浩君）

当然に持ち回りながら、意見が聞けるということでありまして、一堂に会した会議の中で議論をすることが一番情報が共有できて望ましいと思いますけど、なかなか、恐らくこの持ち回り決裁に関して、意見等をつけられる方はほとんどいらっしやらないんじゃないか。おおよそ価格は決定をされて、そのまま皆さん事例に応じてそうだとということだと思えるんですけれども、この点に関して、意見等を付されたのかどうか、その点についてお聞きをしたいと思います。

○財産管理課長（楠元 聡君）

記録を見ますと委員の誰がどのような意見を申されたとかという記録は残っていませんので、明確な回答はできないんですけれども、何らかの御質問等があつて、決めたのではないかというふうに考えております。

○委員（宮内 博君）

先ほど、陳情者からお話をお聞きいたしました。それで資料等についても提出されているんですけど、経過の段階で少しお尋ねしたいと思います。令和3年5月に、県は候補地を打診をするように求めていますよね。そして、霧島市はそれを受けて、5月24日に10か所を提案しているという経緯になっているわけです。先ほどの答弁では出入口が複数あつて、面積が一定要件を満たしてということで10か所提案をしているんですけれども、この牧園にそれが絞られてきたということを知り得たのはいつ頃だったのかということをお聞きしたいと思います。

○農政畜産課主幹（内村光孝君）

令和4年4月に、県の農政部長が市長を訪問して、牧園町で候補地を進めていきたいというような意向を示されています。その時点が、こちらのほうで知り得たということになるかと思われま

○委員（宮内 博君）

令和4年4月とおっしゃいましたよね。それで、登記簿の写しをいただいているんですけど、これが畑であったのが原野に登記が変更されていますよね。これはどういうことで、登記へ変更したのか。

○農政畜産課主幹（内村光孝君）

もともとこちらの土地は、旧牧園町時代に、県立の農業大学校の土地ということで譲り受けた土地になっております。そのときの地目が畑だったのですが、もう現況はもう原野化しておりましたので、平成30年の時点で、3筆のうち2筆は、原野に変更しております。そのうち残り1筆につきましては、現況、一部、道路になっていたものですから、そこを分筆する必要がありましたので、そのところだけ1筆遅れまして、その1筆が、令和3年10月に原野に変更になっているというような経緯がございます。

○委員（宮内 博君）

当然その10か所を霧島市が提案をしているわけですので、10か所ともそういう見直しをしたんですか。

○農政畜産課主幹（内村光孝君）

今回の地目の変更につきましては、候補地になるというのは全く別で進められたものでしたので、今委員がおっしゃられたような今回の候補地選定に当たって地目の変更をしたというような案件は

ございません。

○委員（宮内 博君）

地目変更したのは牧園1か所だけと。10か所のうち、ということで理解してよろしいですか。

○農政畜産課主幹（内村光孝君）

はい、そのとおりで、牧園地区の3筆を平成30年と令和3年度に分けて、地目を変更しております。

○委員（宮内 博君）

市民の方がおっしゃるにはもうこの時点で霧島市は高千穂の現地に県が絞り込んだという情報を得たのではないかということをおっしゃっている。そういう動きがあったということ捉えてのことだろうと思うんですけども、そういうふうに推しはかるのも、無理はないなというふうには私は感じているところです。それで、もう一つお尋ねしたいのは、霧島市が、鹿児島県が決定したというのを、令和4年4月の何日とおっしゃいましたかね。

○農政畜産課主幹（内村光孝君）

令和4年7月6日に県の農政部長のほうがちらのほうにいらっしゃいまして、市長のほうと話をしております。実際文書のほうでいただきましたのは、7月18日付けとなっております。

○委員（宮内 博君）

農政部長がおいでになったその翌々日に、牧園地区の自治会長に対して、市長がオフレコだけとということで、この計画が進んでいるということをお話したというふうにおっしゃっているわけですね。そのことについては、確認をされてらっしゃるのでしょうか。

○農政畜産課主幹（内村光孝君）

その件に関しまして明確には確認はとってはいないところですけども、県のほうもまだ、予算等もございましたので、明確にできないというところで、説明をいただいたところでしたので、そういうところも含めて、そういう発言がもしかしたらあったのかもしれないというふうには認識しております。

○委員（宮内 博君）

それで6月19日に自治会で説明があったというような形で、と、当時の記録の中には会議の中でどのような議事進行が行われたのかということで、6月12日に発出された自治公民館長の文書、この中に、全国和牛能力共進会の説明があって、そして二つ目には、県が高千穂地区に計画している県有施設についての説明があったというふうにお話されているんですけど、このときに説明に当たった方が、どなたでどういう説明したのかっていうのは確認ができていないのでしょうか。

○農政畜産課主幹（内村光孝君）

説明のほうに当たったのは、県の畜産部から来られた方だったと認識しております。細かいところは、今手元にないところであります。申し訳ありません。

○委員（宮内 博君）

当然、市の職員もそこに参加しているわけですね。それで、一つは当時は、あの場所で共進会を開くと、これをどう成功させるかということが、かなりの地域の皆さんの関心事。行政側にとっても、どうしても失敗させてはいけないという一大事業だと。霧島市としても、県としても全力でそれに取り組むという、そういう時期だったのではないかと思うんですよね。ですからそのところの説明に十分なこの時間がとられて、結局、何か添え物みたいな、言わせれば、みたいな、簡単な説明ということに終始したんじゃないのかなと。市民の方からお聞きすると、ほとんど記憶に残ってらっしゃる方がいらっしゃらないという、そんなことでありますので、その辺、参加された方からお話をお聞きになったことはあるのでしょうか。

○農政畜産課主幹（内村光孝君）

委員のおっしゃるとおり、市の職員も実際、会のほうには出席しております。全国和牛能力共進会につきましても、おっしゃるとおり、かなりの多くの方がいらっしゃいますので、地域にも御協

力いただかないといけないということで、御協力のお願いに伺った次第でございます。しかし、始良家保の移転につきましても、もう老朽化が進んでおりますので、喫緊の課題ということで、こちらについても丁寧に説明したというふうに認識しております。

○委員（仮屋国治君）

陳情の趣旨に沿って二、三、両部長にお尋ねします。農林水産部長、陳情者の趣旨は一つは条例改正、一つは議会市民への事前の情報提供をしてほしいということでありませうけれども、この保健衛生所の議会への説明、市民への説明というのは適切になされたとお考えかどうか。そのようなところをお知らせください。

○農林水産部長（永山正一郎君）

事前に議会へ説明しなかった理由ですけれども、現在の始良家保自体が、住宅地に存在してしまっていて、施設が周辺地域に悪影響を及ぼすようなことはないという認識で、議会への説明はなかったのかなと考えております。施設に関しては、ごみの焼却施設や汚水処理施設、ホテル病院など、様々な施設がありますけれども、市民の方々の生活に密着した施設や、一部の方のみに関係する施設、市の予算が大きく関係している施設や、また、全く関係ない施設もあって、その議会の皆様に説明する、しないの線引きというのは難しく、昨年の家保については、しなかったのではないかなと考えております。また住民への説明については、建設に当たりまして、県とも協議を進めて県には県の施設なので、住民にはしっかりと丁寧な説明をするように意見交換は何度も行っているところでございます。

○委員（仮屋国治君）

今部長が何か次の質問の答えまで言ってくれた気がするんだけど、余計なこと言わんでほしい。総務部長、今現在、事業に関して、事前の市民や議会への説明というのは適切になされているかどうか。どのようにお考えですか。

○総務部長（小倉正実君）

市民への説明ということでありませうと、いろんな計画を策定する際に、それぞれの所管課ではありますけれども、住民説明会等を開催して、説明していること等もありますし、また広報誌とホームページ等でもお知らせしているような状況があります。また議会につきましても、先ほど、農林水産部長が申しましたけど、どのような案件を議会に対して説明するかっていうのはなかなか線引きが難しいところでありませうけれども、必要なものについては、全員協議会等を開いていただいて、本会議等が開催されるに当たって、説明をしている状況だというふうに考えております。

○委員（仮屋国治君）

事業によってもそれぞれ難しいところあると思うんですけどもね、若干全協での説明が最近不足しているのかなという感じは持っているんですよ。例えば今回はスマートインターの件は、資料が回ってきてそういうことかという理解はできたりもするわけですがけれども、霧島関の懸賞旗、ああいうのは、メディアで知って、何でおれたちは知らない、後で知るんだろうというぐらい、多分当初予算のどっかの予算の流用か何かで枠の中で使ってらっしゃるんだと思うんだけど、何かその辺を丁寧に説明をしていただきたいなど。やっぱり行政と住民の間に立つわけだから、何か聞かれたときに言えないことがあるなあとというふうに思っております。ですから、難しいけれどもとおっしゃったけれども、その辺を、何か庁議の場面だとか、全協で諮るべきとか、そういうシステムをつくるとか、何らかの基準をつくるとか、そういうことは考えていってほしいなと思うんですが、いかがですか。

○総務部長（小倉正実君）

やはり基準となりますと、なかなか難しいのかなと思っております。ただ、やはりこちらのほうでも、全協等の説明、そのほかにも議会事務局を通じて議員の皆様にもメールなりファクスなりをお送りすることでお知らせしている分などもあると思っております。そのような中で、やはりこちらのほうでも、議員の皆様に対して考えていますのは、やはり市民の方から議員の方々が聞かれることもあ

るというふうなことはお聞きしておりますので、議員の皆様にもお知らせすべきものについては、そのような形でしておりますけれども、今後また、その辺りを今、仮屋委員のほうからお話がありましたような内容をまた庁議等でも話をしまして、必要なものについては、議員の皆様にも、お知らせするような形がとればとは思っております。気になるのが、何度も申しますけれども、やはりこちらのほうで考える部分とやはり、議員の方が知りたかったと思われる部分の食い違いとまで言いませんけれどもやっぱ差が今回の件についてもちょっと生じたのかなと思っておりますので、そのところは、今後のやはり課題かなとは思っているところでございます。

○委員（宮内 博君）

私ども、議会にもこの案件については、全く報告はなかったということで、今後改善をしていくということではありますが、もう一つは私本会議でも申し上げたんですけども、いわゆる縦割り行政の弊害ではないかということですよ。実際には環境計画などでは、この牧園地域は温泉や音楽などを楽しむ癒やしのふるさとづくりなんだというふうに規定をしているんですけども、今回の案件は畜産に関する案件ということで、もうそこでのみ議論をしているという。結果的に、地域が音楽や景観を楽しむ温泉を楽しむ、そういう人たちが移住をしてきていらっしゃる方が多いそういう地域の特性というのもあると、また政策的に県も音楽ホールなどを造ってそういう施策に取り組んでいる地域だというようなことでもあるわけですよ。そこら辺の議論というのは、昨年から、部長2人とも交代をしているわけですので、こういう問題提起を受けて、実際にどういう形で、もっといろんな情報を意見交換できるような場を設けようというような議論というようなことはあるんでしょうか。

○総務部長（小倉正実君）

今回の案件を受けて、議論、今後どうするかというところまでは、私が携わった会議等ではまだない状況です。ただ、今回の案件を受けて、また庁内でもいろんな会議等がありますので、今言われるような、横断的に検討すべきものについては、ほかの部署とも連携した上で、市の方針として、どのようにしていくかというのを検討すべきかなというふうに考えております。

○委員（松枝正浩君）

それでは令和5年3月2日の一般質問の中でのやりとりの中から進捗があるのかどうかを少しお尋ねいたします。問いを、今回、牧園で異論が出たのは、行政主導で進められてきたというところも一つあるのではないかと、令和3年5月6日付けで、県から市へ土地の情報提供の依頼文書が発出されているわけです。この時期からの跡地活用検討ができたのではないかと。なぜ、国体終了後に検討を始めるのかというところの問いをしたときに、市長のほうで、それぞれの部署とも話をしていますと、しっかり国体を開催した後に、こういった形で活用したいというようなことを打ち出していければというようなことを言われておられます。国体後に何らかの具体策が出てくるのか、お尋ねいたします。

○財産管理課長（楠元 聡君）

私ども財産管理課としまして、国体以前から、全国和牛能力共進会のときからも、その残った土地その周辺土地について、どのような活用の方法、活用若しくは売却も含めて、何かいい手がないかというのはもう日々情報収集と検討を進めているところでございます。残念ながら、これといった手段が今まだ見つかっていないというところでございますので、この件について周辺の土地について、農大跡地も含めて、今後、また、いい手はないかというのを考えていきたいと思っております。

○委員（松枝正浩君）

令和5年3月2日の質問で、そのような答弁をなされておられますので、恐らく、今、課長との答弁の食い違いというのも当然あるとは思いますが、何らか出てくるというふうに期待はしていたところでありますけれども、また今後、これについての議論をしたいというふうに思います。それから、経営の県への売却は、時期尚早ではなかったかということもとりまいたら、議会からも、何度も質問があり、カヤが生い茂って荒地地となり、有害鳥獣の巣になっているのではないかとこの

とでしっかり管理してくれないかという意見があったということです。先ほど陳情者とのやり取りの中で、令和元年9月議会、厚地議員がこの質問をされているということですが、なぜこの間にもかなりあったなかでこのような質問をされているわけですが、非常にこの件に関しては議会への責任転嫁があるのではないかと思いますし、行政の安易な管理の放棄にも感じており、大変遺憾に感じています。

○委員長（宮田竜二君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで陳情第5号に対する質疑を終わります。しばらく休憩します。

「休憩 午前11時45分」

「再開 午後1時00分」

△ 議案第54号 霧島市火災予防条例の一部改正について

○委員長（宮田竜二君）

では、休憩前に引き続き会議を開きます。それでは、議案第54号、霧島市火災予防条例の一部改正についてを審査します。執行部の説明を求めます。

○消防局長（細山田孝美君）

先週の本会議御苦労さまでした。本日もよろしく願いいたします。それでは、議案第54号霧島市火災予防条例の一部改正について説明します。この一部改正につきましては、令和5年2月と5月に、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成14年総務省令第24号）の一部が改正されたことから、本条例の所要の改正をしようとするものです。

○予防課長（西中園章君）

それでは、議案第54号について説明します。改正内容につきましては、省令の改正により、急速充電設備に係る全出力規制の見直しと、蓄電池設備等の多様化及び大容量化が今後見込まれることによる消防法上の規制区分の見直しの2点について、本条例の所要の改正をしようとするものです。主な改正箇所につきまして、新旧対照表と参考資料をもとに説明いたします。それでは、1点目の急速充電設備に係る改正点について御説明します。参考資料の1頁を御覧ください。現行では全出力が、20キロワットを超え200キロワット以下の急速充電設備は、急速充電設備として規制し、200キロワットを超えるものについては、変電設備として規制していましたが、改正後は、全出力20キロワットを超える設備については、すべて急速充電設備として規制するものです。この改正に伴う条例の主な改正点について御説明します。新旧対照表の4ページを御覧ください。第11条の2第1項の急速充電設備は、充電対象に、従来の自動車等に加え、船舶、航空機その他これらに類するものを追加し、コネクタ型であることを明確化するとともに、改正前は200キロワットを超えるものを除くとしていましたが、出力上限規制を撤廃したものへ改めようとするものです。新旧対照表の5ページを御覧ください。第1項第6号、第7号は、コネクタ型を明確化したことによる所要の改正を行うものです。第11号は、緊急停止措置の場所についての規定がなかったために利用者が速やかに操作できる箇所に設けることへ改めようとするものです。次に、2点目の蓄電池設備等の多様化及び大容量化が見込まれることによる、消防法上の規制区分の見直しについて御説明します。参考資料の2頁を御覧ください。現行では、4,800アンペアアワー・セル未満は消防法規制対象外、4,800アンペアアワー・セル以上を蓄電池設備として規制しています。また、参考資料右上に記載のあるとおり4,800アンペアアワー・セルを電力量キロワット時に変換すると、電池種別によってかなり差異があることから、改正後は、安全性を分類する際に一般的に用いられている蓄電池容量

を、電気容量の規制単位とします。日本工業規格においては、20キロワット時以下を小規模、20キロワット時を超えるものを大規模と区分されていることから、4,800アンペアアワー・セル相当以下を区分1として、これまで同様消防法規制対象外とし、4,800アンペアアワー・セル相当を超え20キロワット時以下を区分2、20キロワット時を超えるものについては、蓄電池設備として規制するものです。この改正に伴う条例の主な改正点について御説明します。新旧対照表の6ページを御覧ください。第13条第1項は、従来その容量が4,800アンペアアワー・セル以上のものを蓄電池設備として規制対象としていましたが、20キロワット時を超えるものを蓄電池設備として規制することとなったことによる改正です。また第23条第3項第2号は、上位法である健康増進法に規定する喫煙専用室標識を設けた場合は、霧島市火災予防条例上の標識を設置する必要がないことへ改めようとするものです。第4項は、第2項に規定する標識と第3項第2号の標識を併せて表示する場合は、国際標準化機構又は日本産業規格に適合する標識を設置することを、新たに規定したものです。次に、第44条は火を使用する設備等の設置の届出が必要となるものであり、第13号蓄電池設備に、「(蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。）」とするものです。次に、別表第3(第3条、第18条関係)について御説明します。新旧対照表の7頁から9頁を御覧ください。今般、個体燃料(木炭)を使用する厨房機器の設置における火災予防上安全な距離の緩和について実証されたことから、厨房設備に固体燃料の緩和された離隔距離を新たに加えたものです。以上で説明を終わります。

○委員長(宮田竜二君)

ただいま執行部の説明が終わりました。これより執行部に対する質疑を行います。質疑はありますか。

○委員(松枝正浩君)

今回、議案第54号で上げられておられます条例の改正ですけれども、本市への影響と言われるのは、どのような状況であるのか。具体的に示していただきたいんですけれども。

○予防課長(西中園章君)

急速充電設備については、まだ数がたくさんありませんので、現在のところ、急速充電として上がってきているのは2件です。ですので、今後の状況といたしましては、何とも言いがたいところがございますけれども、今までどおりの推移をたどっていくんじゃないかなというふうに考えております。あと、蓄電池設備については、4,800アンペアアワーセルががただ単に20キロワット以下を除きますよというふうになっておりますので、この点についてもそれほど影響はないんじゃないかなというふうに考えております。

○委員(松枝正浩君)

具体的には2件ということで御答弁いただいたんですけれども、この改正の部分というのは、今のところ、2件しか対象がないので、その方々へ直接お知らせをするというような状況なんでしょうか。改正しますよというようなところは、どのような形で周知をされるんですか。

○予防課長補佐兼設備係長(有馬祐二君)

ただいま議員が質問していただきました、どのような周知かというところがあると思うんですが、急速充電設備については、CHAdeMOという日本の独自規格がございますCHAdeMO協議会より、設置されている方々、設置を工事される方々、そういう方々には通知をされるというふうなことがございますので、周知については、私たちも当然、周知についてはさせていただきますが、その協議会から、関係各所のところには通知がいつているかと思っております。

○委員(宮内博君)

第11条の関係で、お尋ねをしたいんですけれど、従来自動車等に限られていたものが、今回、船舶であったり、航空機であったりということまで、小さいほうでは原動機付自転車までということになるわけですけど、現在2件ということなんですけれど、これらのいわゆる航空機であったり船舶であったり、こういうところにも急速充電器を活用したものが広がっていくということを当然想定されているだろうというふうに思うんですけれども、いわゆる消防局のほうの対応ですね。当

然その事前学習等も必要になってくるでしょうし、これから先、どういうふうに想定していくのかという将来予測も必要になってくるかというふうに思いますが、その辺どのような体制でこれに臨もうというふうにしているのか、その辺をお示してください。

○予防課長（西中園章君）

蓄電池設備については、今後、大規模化、多様化、そういったものが見込まれておりますので、消防局といたしましても勉強会、研修会等を開いて、職員等に周知徹底を図っていききたいなというふうに考えております。

○委員（宮内 博君）

霧島市の場合港も抱えておりますし、そして空港も抱えているというようなことで、当然空港ということになりますと、どういうふうに連携をしていくのかということなども、必要になってくるのかなというふうに思いますけれど、この条例施行後、空港とはどのような協議をしていこうというふうに考えてらっしゃるのか。

○予防課長（西中園章君）

やはり空港はたくさんの方が利用されるということは考えられますので、またこの蓄電池設備等の多様化、大容量化そういったものが、今後どんどん進んでいって、空港にも恐らくこの急速充電設備が多く設置されるんじゃないかなというふうに考えられますので、またその点について、空港とよく協議をして、危険のない設置をしていくようお願いしていきたいと思っております。

○委員（宮内 博君）

この条例は、いわゆる空港施設内ということに限定せずに、航空機というふうになっていますので、施設もそうですけれども航空機そのものも含むという、解釈が成り立つんですけど、その辺はどうなんですよ。

○予防課長（西中園章君）

急速充電により航空機を充電するところまで、まだ勉強しておりませんので、またその点についてもいろいろ勉強して対応していききたいなというふうに考えております。

○委員（宮内 博君）

電動化というのはこれからの地球温暖化を考えると、当然必要な、世界的な流れの一つだろうというふうに思うんですけど、実際、現在2基ということですけど、将来予測として、霧島市内でこれがどれほど必要になってくるというふうにとりようなところまではまだこれからではないのかなと思いますけどその辺の議論があれば、お示しをいただければはい。

○予防課長（西中園章君）

今後どれほどこの急速充電が普及していくかというのが、まだ見えないところでございますけれども、今のところ2件ということはこの20キロワットを超える急速充電というのが、私たちもまだはっきりしないとこなんですけども、結構大きな急速充電が該当するのではないかなというふうに考えておまして、今のところ、それほどたくさんの普及にはなっていないんじゃないかなというふうに考えております。しかしながらこの後は、たくさんそれ私たちが予測しているように、この急速充電が普及されていくのではないかなというふうに考えております。

○委員長（宮田竜二君）

ほかありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案第54号に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 1時14分」

「再開 午後 1時15分」

△ 自由討議、議案処理

○委員長（宮田竜二君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。それでは議案第54号霧島市火災予防条例の一部改正について自由討議に入ります。御意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、議案処理に入ります。議案第54号について討論に入ります。討論ありますか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第54号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって議案第54号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、陳情第5号、始良家畜保健衛生所移転に端を発する、市民生活に大きな影響を与える公有財産の取得処分に関する取扱いの改善を求める陳情書について、自由討議に入ります。御意見はありませんか。

○委員（宮内 博君）

本陳情書は、始良家畜保健衛生上の新たな移転先に、観光地であり、みやまコンセルのある付近に移転してこようという計画が進む中で、市民の中から適地ではないのではないかと、声が広がって、4千数百人を超える署名が集められて、県のほうにも陳情書が提出をされている。そういう状況下の中で、これを候補地として決定をするその過程に大きな問題があったんじゃないかと。それをぜひとも改善してほしいという内容のものであって、もっとうるような大事な案件については、議会や市民に広く意見を聞くべきではないのかという問題提起のもとに提出をされているというふうに私は理解をしているところです。この条文の中に、陳情書の中にあるいわゆる地方自治法で明記されている5,000㎡。価格において2,000万円以上と、この二つの案件を超える案件については、議会の議決を得なければいけないけれども、片一方がこの面積要件でそれをクリアしていても、価格では上回らない場合は議会の議決を必要としないと。これが一つの根拠になって、執行部としても、議会に説明もしなかったということではあるんですけども、それは違うんじゃないかというのは住民側の方からの問題提起だろうというふうに思うんです。それで、陳情書の中に、いわゆる議会の議決を経る内容について、自治法上の規定よりも、別の条例、これを定めるべきではないかという、記述があるんです。こここのところは法律的に、それが可能なのかどうなのかという、法治国家でありますので、そここのところの一つの根拠が必要だろうというふうに思うんです。執行部の考え方としては、それはできないんだということでありまして、そここのところをもっと十分精査をする必要があるんじゃないのかなというふうに思います。後段の部分は、法令等で定める改善を求めるというふうになっています。こここの部分は要望だろうというふうにとらえることができるんですけども、前段のところのこの条例改正等について、可能なのかどうなのかという点で、もう少しこの議論が必要ではないのかなというふうに思います。

○委員（松枝正浩君）

今回陳情者の陳情書に対する説明をお聞きしまして、2点、この陳情に対する議論があるのではないかと考えております。一つ目が、市有地の土地評価価格が低い場合での大規模市有地を処分する際は、その金額にかかわらず、議会の議決を経る条例の改正ということがまず1点と、2点目につきましては、市民に事前に説明するよう法令等で定めるように、改善を求めるということで、適切な時期に議会や市民に情報提供を行うことを重ねて要望するというふうにあるということでこの2点については、そうでありますということで確認ができたところであります。この1項目については、条例は法律の範囲において制定することが、憲法第94条に定められているということまでありまして、それに加え、地方自治法第14条第1項によりまして、条例は法令に反してはならないという基本的なスタンスがあるわけですが、私自身もこれはそうだと思って確認しな

かったところであります。これについては、どうだったのかというのはまた宮内委員が言われたように、同じように確認をこれはしていく必要がある。他市の状況でも示されましたけれども鹿児島市を除いてほとんどの18市霧島市も含んで同じような条例内容になっております。これが、果たして全国的なものでいったときにどのようになっているかということも少し気になるころではあります。そして次に、2点目につきましては、計画策定において、パブリックコメント等も実施はしているわけですが、声を聞くことについては先ほど申し上げましたけれども、市長公室も設置をされておまして、市長が広聴に対する部分もさらに評価できるんじゃないかということも言われております。広聴部門の組織的な業務体制構築を、これは確立をしっかりとさせていただきたいということと、計画でない場合の適切な時期での情報提供については、内部で非常に、部長等が答弁されておりましたけれども非常に難しいということであるのであれば、先進的な都市の状況等も考慮して、霧島市においての情報伝達形式をしっかりと、これも確立をしていきたいというふうに思っております。また、この点については、議会においても、しっかりと、また、調査研究、検討もなされればいいのかというふうに思ったところでございます。

○副委員長（今吉直樹君）

今回、必死な思いで、地域住民の方が、御自身たちが住まれる地域の住民の方の声も受け止めてたくさん時間や労力を使いながら、鹿児島県と真摯に向き合って、そしてまたそれが鹿児島県の態度の変化とか、いろんな県の対応も引き出して大変、その活動に対して本当に頭が下がるというか、敬意を表する気持ちがありました。今回霧島市としてどういう論点があるかなと言ったときに、やはりまず霧島市の持っている土地、市有地を処分する際に、2,000万円を超えるという条文は、地方自治法で定められているものなので、当然のように、霧島市においても条件ルールがございます。ただこの2,000万円という額は、原野で見ますと、相当な大規模な市有地に当たります。超える市有地の面積っていうのは、恐らく2万平米とか、単価にもよりますが、本当に大規模な土地が処分される際に、議会にやっとならんと議決を求める内容であります。このルールは恐らく、全国一律なために変えることが難しい、若しくは別な条例をつくらなければならないという議論になるんですけど、現時点でできることというのは、やはり今おっしゃっていましたが全員協議会とか、別な機会を、条例にかかわらず、していただく、住民説明会、情報公開等を条例にかかわらずしていただければならないというところを市役所が認識することが大事ではないかなと思っております。全ての市有地をそうしようということではなくて、住民生活に重大な影響を及ぼすことが予想されるもの、環境アセスメントを実施しなければならない種類の建設や、そういったものは、恐らく、もう既に明記されていますし、それが面積を超えなかったり、条件に達しなくても、意識を持って、業務を進めれば、おのずとそういう対応が必要なのは分かってくると思います。なので、一つ目の論点は条例にかかわらずやはり、市民と向き合いながら議会と向き合ってほしいと。向き合わなければならないという点。それから、2点目は、やはりこの霧島市役所の業務の在り方が大変議論不足であり、情報収集が甘いというか、認識の甘さが形になってしまったというのが率直な感想であります。しかも住民が立ち上がった段階で、霧島市は、全く誠意を持って対応していないという点が、私は非常に問題があるのかなと、問題視しています。やはりそこは説明するべきですし、県に任せっきりでなくて霧島市の市有地を県が活用して行う事業であるため、やはり霧島市が、県と一緒に説明をする。順番はどちらか分かりませんが、しっかりと霧島市役所の仕事として対応していくべきじゃないかなと思っております。よって、今回の陳情は、改善してほしいという内容であり、条例を制定したりすることは、大変、時間もかかるとは思いますが、事前に市民に説明をしていく改善はできると思っておりますので、そこは市役所の中で、庁議や職員向けの指導、情報共有というのをしていくべきだと思います。陳情の内容は大変賛同するものであると考えております。

○委員（仮屋国治君）

皆さんがおっしゃるように、趣旨は本当採択すべき内容なんだろうと思いますが、冒頭に、松枝

委員のほうが、陳情者の趣旨を二つに明確にさせていただきました。そういう意味では1項目目は無理だろうと。2項目目は、これは、議会の存在意義も含めて、私は発議をするべき事案ではないのかというふうに思い、そういう意味では、部分採択が適切なのかではなかろうかというふうに思っております。

○委員（有村隆志君）

私聞き漏らしたかもしれんけど、その1項目と2項目そこ詳しく。

○委員（松枝正浩君）

先ほど申しあげました2点に関する陳情の要旨ということで、1点目につきましては、周知の土地評価価格評価額が低い場合での大規模市有地を処分する際は、その金額にかかわらず、議会の議決を経る条例改正というのが1点であります。もう一つ目が、市民に事前に説明を行うよう、法令等で定めるよう改善を求める。あわせて、適切な時期に、議会や市民に情報提供を行うことを重ねて要望するというのが、以上、この陳情の2点の議論ではなかったかというふうに思います。

○委員長（宮田竜二君）

休憩します。

「休憩 午後 1時29分」

「再開 午後 1時35分」

それでは再開します。自由討議ないでしょうか。

○委員（仮屋国治君）

先ほど、部分採択という意見を申しあげましたけども、趣旨採択ということで、意見を付け加えるということではいかがでしょうか。

○委員長（宮田竜二君）

はい、ほかありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、自由討議を終わります。ただいま、趣旨採択にすべきとの意見が出ましたが、ほかにありますか。

○委員（有村隆志君）

今回の陳情については、すごく大事なことだなというふうに、地域のことを、地域の人が意見をおっしゃる前に決まってしまうというのはいかなものかなという気がします。そういうような陳情でございましたので、であればいけないということで、今後も、地域のまちづくりもあることだから執行部の丁寧な説明を市民と議会に説明を、今後もしていただきたい。今日の執行部の審査でも、そのやりとりの中で、委員より指摘があり、説明をできるだけしていきたいとお話もありましたけども、その点を地域の考えやまちづくりにおいて、いかに大事にしていることですので、地域の人がこのことは大事にしておりますので、今後についても、県での事業というような、一部執行部のお話もありましたけどそうではなく、しっかりと寄り添って進めてもらいたいというようなふうにしていただければと思います。採決については、やはり今回はもう条例がつくれないのであれば取りあえずこの部分は不採択と。しかし、しっかりと今後の執行部の姿勢は説明すべき、しっかりと市民、議会に説明してほしいという立場です。

○委員長（宮田竜二君）

ほかに御意見がなければ、ここで採決方法に係る採決を行います。陳情第5号について、趣旨採択の採決をすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立者6名で、起立多数と認めます。したがって、ただいまから、趣旨採択の採決を行います。陳情第5号の趣旨採択の採決に当たり討論はありませんか。まず趣旨採択することに、反対者の発言を認めます。

○委員（有村隆志君）

今回の採決、陳情の取扱いにつきましては、私は、先ほども申し上げましたように、まずは、執行部に対して今後しっかりと市民に対し、議会に対しても、地域の問題であっても、そういうことをしっかりと説明してもらいたいという立場でございますので、それをしっかりと委員長の報告の中で行っていただき、取りあえずこの陳情については、陳情者の気持ちはよく分かる。私もそう思っています。ただ、それが中身ができないし、自治法上にかかるところがありますので、今回は不採択という形にさせていただきまして、しっかりとその趣旨は、議会でも伝えていただきたいというふうに思います。

○委員長（宮田竜二君）

次に、趣旨採択することに賛成者の発言を許可します。

○委員（宮内 博君）

今回、提出をされておりますこの陳情書は、始良家畜保健衛生所を高千穂地区に移転をするという、計画が進められている中で提出をされているというものであります。今回、1万㎡を超える市有地を、県に売却して、そこに新たな施設を造るというものであります。近くには、みやまコンセール音楽堂があり、温泉もあり、同時にキャンプ場もある、まさに観光地としてふさわしい地域に、この施設を造ろうというものであります。地域住民からは、憧れを持ってこの地に移住してきたにもかかわらず、なぜこういう計画を立ち上げるのかという批判の声が渦巻く中で、4千数百人を超える署名が集められているという報告があります。陳情書は、今回、霧島市がとった対応、鹿児島県の対応、これが本当によかったのかと、もっと住民に寄り添って、そしてきっちり説明をしておくべきではなかったかと。我々議会に対しても、ほとんど情報がない中で、この計画が進められていたという背景があります。陳情書には、いわゆる、自治法で定める議会議決案件でなくても、それを下回るものであっても条例化によって、きっちり説明をするべきだという内容も含まれておりますが、これは法的な根拠が求められるものでありますので、現行法令を超える条例には制限があるということ、それはしかし、一般市民の方が出された陳情書でありますので、そこまで考えて提出されたものではないというふうに理解せざるを得ないというふうに思います。この陳情書の本質は、もっときちんと、市民に情報提供をして欲しかったというものだろうと思います。それは我々議会に対しても、求められているものであると思います。一応この趣旨については、賛同して、採択をすべきということで、ありまして、私自身も、今後の霧島市の行政の在り方を問う、一つの大きな問題提起であろうということをしかり議会が受け止めて、本陳情書については、趣旨採択すべきだということを申し上げておきたいと思っております。

○副委員長（今吉直樹君）

本陳情の趣旨は、市民生活に大きな影響を与える公有財産の取扱いの処分に関する取扱いの改善を求めているもので、あり、非常に市民生活に影響のある情報は、事前に情報公開してほしいという切なる願いが1番の趣旨の真ん中にあります。条例改正や法令等の改善は、要望の中の一つの方法であり、必ずしもそれを要求しているわけではなくて、霧島市としてルールをつくってもらったり、在り方を改善していくことを含めた陳情であるというふうに理解しているところです。よって、条例改正ができないから否決というのは、この陳情の趣旨に合いませんし、何らか改善をしてほしいと。またこれからの牧園地区のみならず、霧島市内で、今後、このような事態がないように、霧島市全体のことを考えて、このような行動に出ないことを、やはり大変重要なことだと捉え、これが否決されるとなると、これまでのことが引き続き起こる可能性も否定できませんし、やはりここは市民に向けてのメッセージという大きな役割もあるのかなと思っておりますので、私は趣旨採択すべきだというふうに考えます。

○委員（松枝正浩君）

今、趣旨採択の件で、お二方の委員の方が申されましたけど、まさしくそうだなと思います。この陳情書の中で、切実に思われていることは、適切な時期に、議会や市民に情報提供を行うことを

重ねて要望するという事で、かなり強い意志の言葉が、追記をされておられます。やはり県の施設であっても、霧島市にできるのであれば、やはり、県と連携して、しっかりと住民の市民の声を聞いていくということは大切であると思います。そういう中で、やはりこの部分についての趣旨を採択、一部ですけれども採択すると、陳情書について修正ができないというふうに考えておりますので、趣旨を一部採択して意見を議会から付したらいかがかなというふうに思いますので、趣旨、一部の部分について、賛成をしたいというふうに思います。

○委員長（宮田竜二君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論を終わります。採決します。陳情第5号について、趣旨採択することに賛成の方の起立を求めます。起立者6名で起立多数と認めます。したがって、陳情第5号は趣旨採択とすべきものと決定しました。以上で議案処理を終わります。

△ 委員長報告に付け加える点

○委員長（宮田竜二君）

次に、委員長報告に何か付け加える点はありませんか。ある場合は、議案または陳情番号とその内容を御発言ください。

○委員（仮屋国治君）

陳情第5号に関しまして、この陳情は、公有財産の取得処分に関する取扱いの改善を求める陳情書となっておりますけれども、公有財産の取得処分にかかわらず、行政が推進する事業について、情報提供をしなければいけないものについては、適切なタイミングで情報提供を行うように、工夫、検討を進めて実行していただきたいという旨の意見を付け加えていただきたいと思います。

○委員長（宮田竜二君）

ほかありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

それではただいまの御意見を織り込むこととし、報告については、委員長に御一任いただけますでしょうか。

〔「はい」と言う声あり〕

それではそのようにさせていただきます。今回付託を受けた議案1件及び陳情1件については、9月26日の本会議で表決となりますので、それぞれ委員長報告を行います。これで付託された案件の審査を終了いたします。ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午後 1時46分」

「再 開 午後 1時50分」

△ 所管事務調査 霧島市経営健全化計画及び霧島市公共施設管理計画について

○委員長（宮田竜二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に霧島市経営健全化計画及び霧島市公共施設管理計画について、所管事務調査を行います。両計画について、執行部の説明を求めます。

○総務部長（小倉正実君）

はじめに、財政課所管の「霧島市経営健全化計画（第4次）」について、説明いたします。本市では、合併後の平成18年8月に策定した「霧島市経営健全化計画」以降4次にわたって策定した経営健全化計画に基づき、財政の健全化に積極的に取り組むことで、一定の成果を得てまいりました。

「霧島市経営健全化計画（第4次）」は、市税や普通交付税などの歳入の先行きが不透明である中、扶助費をはじめとする社会保障費の増加や（仮称）霧島市クリーンセンターなどの大規模な社会資本整備など、更なる歳出の増加が見込まれることから、持続可能で健全な財政基盤を確立することを基本方針として策定したものです。計画期間は、令和4年度から令和8年度の5年間であり、3つの重点事項「財政調整基金繰入額の抑制」、「市債発行額の抑制」、「財政調整基金の涵養」に取り組んでいるところです。なお、令和7年度に発行期限を迎える合併特例債の発行可能額の変更が必要となったことに加え、物価高騰や人件費高騰の影響による普通建設事業費の増嵩、国の異次元の少子化対策による扶助費の増嵩など、令和4年2月の策定時点には想定し得なかった新たな財政需要への対応が必要となっていることなどから、本計画の財政計画を見直す予定としています。また、それと併せて、議決案件である新市まちづくり計画も、本年度中に見直す予定としています。次に、財産管理課所管の「霧島市公共施設管理計画」について説明いたします。本市では、将来に向かって健全な行財政運営を維持していくために、平成27年3月に「霧島市公共施設管理計画」を策定し、令和4年3月には改訂しながら施設保有量の見直しや長寿命化の推進などの、公共施設マネジメントに取り組んでいます。また、令和2年3月には令和6年度までの取組方針等を定めた「第1期実施計画後期」を策定し、更なる推進を図っているところです。詳細につきましては、関係課長が説明しますので、よろしくお願いいたします。

○財政課長（石神幸裕君）

それでは、「霧島市経営健全化計画（第4次）」の経過について説明します。経営健全化計画は当初予算時点を基準に作成しております。令和4年度については、当初予算と計画見直しを同時に行ったことから、完全に一致しています。このため、本日は、計画と令和5年度当初予算との比較結果で説明します。令和5年度の当初予算は計画額638億9,600万円に対し、実績は649億3千万円となりましたので、計画を10億3,400万円上回る結果となりました。歳入で計画より増加したのは、諸収入の6億8,200万円の増が最も大きく、次いで市税の6億5,500万円の増の順でした。計画より減少したのは、市債の15億7,500万円の減が主なものです。収入が大きく増加した要因は、給食公会計化の開始により学校給食費6億2,400万円が皆増となったことによるものです。市税が大きく増加した要因は、個人市民税で新型コロナウイルス感染症からの経済活動の回復に伴う個人所得の増加を見込んだことによる3億2,700万円の増、固定資産税で建築棟数が順調に推移していることに加え、償却資産の増加を見込んだことによる3億3,700万円の増が主なものです。市債が大きく減少した要因は、臨時財政対策債発行可能額について、国の令和5年度地方財政計画に基づき、計画額を10億円下回ると見込んだことによるものです。次に、歳出で計画より増加したのは、物件費の9億8,700万円の増が最も大きく、次いで積立金の3億2,700万円の増の順でした。計画より減少したのは、公債費の2億2,800万円の減が最も大きく、次いで扶助費の1億8,100万円の減の順でした。物件費が大きく増加した要因は、給食公会計化が開始されたことによる影響が大きく6億8千万円の増、電気料金の高騰による光熱水費1億5千万円の増などが主なものです。積立金が大きく増加した要因は、ふるさと納税による寄附金の増加によりふるさときばいやんせ基金への積立額が3億7千万円増加したことによるものです。公債費が減少した要因は、令和4年度中の市債借入額が（仮称）霧島市クリーンセンター整備事業の九州電力負担金の大幅減、臨時財政対策債発行可能額の減などにより、計画額を下回ったことにより償還額が減少したことによるものです。扶助費が減少した要因は、こどものための教育・保育給付事業を含む子ども育成支援費などが前年度より約2億5千万円減少したことなどによるものです。続きまして、本計画の重点事項である「財政調整基金繰入額の抑制」、「市債発行額の抑制」、「財政調整基金の涵養」について説明します。「財政調整基金繰入額の抑制」につきましては、計画額24億7,400万円に対し、実績は18億5,700万円となりましたので、計画より6億1,700万円抑制することができました。「市債発行額の抑制」につきましては、計画額53億3,100万円に対し、実績は37億5,600万円となりましたので、計画より15億7,500万円抑制することができました。「財政調整基金の涵養」につきましては、計画における当初予算時点の年度末基金残

高47億8,600万円に対し、実績は58億1,700万円となりましたので、計画より10億3,100万円多く涵養することができました。重点事項については、全て計画を達成することができたところです。続きまして、「歳入確保の取組」、「歳出削減の取組」の主なものについて説明します。「歳入確保の取組」といたしましては、令和4年度に使用料・手数料の見直し作業を行い、令和5年度当初予算において、使用料で約700万円、手数料で約1,000万円を増額分として見込むことができました。また、令和4年度に公用車への有料広告の掲載、公共施設へのネーミングライツの導入・募集、公共施設等の利活用に関する民間提案制度の導入のほか未利用財産の売却を進め、歳入確保の取組に努めたところです。そのほか、ふるさと納税につきましては、各種取組により令和3年度に約12億8千万円であった寄附額が令和4年度には16.5%増の約14億9千万円となりました。さらに、企業版ふるさと納税につきましては、寄附獲得を目指し、本年度から寄附事業者への募集業務の委託を検討しているところです。「歳出削減の取組」といたしましては、「霧島市補助金等理念条例」に基づく市単独補助金の見直しなどを行うとともに、物価高騰の影響などにより「霧島市経営健全化計画（第4次）」に沿わない事業計画となっている普通建設事業費の見直しを行いました。施設の維持管理コストを削減するための取組といたしまして、公共施設の適正管理を目的に策定した「霧島市公共施設管理計画」に基づき、施設の長寿命化計画の策定作業を進めました。また、施設の維持管理コストの削減策といたしましては、歳入確保の取組でも申し上げた民間提案制度の導入が寄与するものと考えています。経常経費を削減するための取組といたしまして、本年4月に「経常経費削減の取組方針」を定め、前例にとらわれることなく柔軟な発想で取組を進めることとしています。デジタル技術の活用による業務効率化につきましては、DX推進課を中心に取組を進めているところです。以上で説明を終わります。

○財産管理課長（楠元 聡君）

霧島市公共施設管理計画について説明いたします。本市が保有する公共建築物の多くは、高度経済成長期の人口の増加に合わせて、合併以前の旧市町が各々の方針に基づき集中的に整備してきたことにより、その総延床面積は平成27年3月の本計画策定時点で約82万2,000㎡ありました。そのうち半数以上の施設は、既に建築後30年が経過しており、今後、大規模改修や更新に多額の費用が見込まれました。このようなことから、将来に向かって健全な行財政運営を維持していくために、平成27年3月に霧島市公共施設管理計画を策定し、平成27年度から40年間の計画期間で、施設の維持、管理、更新コストの削減を実施し、将来のコストの負担額を床面積換算で40パーセント、約32万9,000㎡とすることを目指しています。このため、施設保有量の見直し・適正化による総量縮減、施設の維持補修に係る方針の見直しによる長寿命化の推進、施設運営の見直しによる財源の確保、ライフサイクルコストの縮減や平準化を着実に進める方策の検討による維持管理業務効率化の4つを取組方針とし、地区特性や市民ニーズの変化、市民との協働や民間活力の活用、庁内連携などに留意しながら、取組を推進しているところです。次に、令和4年度末までの取組実績を説明します。総量縮減に関する取組については、令和6年度末までの10年間の延床面積削減目標約18万6,000㎡に対し、公営住宅等の除却や保育園及び養護老人ホームの民営化等による約5万7,000㎡の削減が図られた反面、本庁舎別館及び国分中央高等学校精華アリーナ等の新築や学校施設の増築等により約3万7,000㎡増加したため、差し引きで、約2万㎡の削減に留まっています。財源確保などの取組については、令和4年度に、本市が保有する公共施設等に法人名又はブランド名を冠した愛称を有料で付与するネーミングライツ・パートナーの募集、本市財産管理課が所管する公用車へ有料でマグネットシートの広告を掲載する広告主の募集、本市の施策や公共施設等の運営及びマネジメントに大きく貢献し、財政コストの軽減につながる民間事業者ならではの独創的な提案を求める民間提案制度の募集を実施しました。ネーミングライツ・パートナーについては、霧島市民会館ほか3施設を本市ホームページや広報誌、ハローワーク主催の企業説明会でのチラシ配布、地元事業者への直接訪問など周知に努めたところ、問い合わせはあったものの、応募には至りませんでした。公用車有料広告については、5社からの応募があり、対象とした財産管理課所管の公用車すべてに広告掲載で

きました。現在も、公用車の側面にマグネットシートの広告を掲載しているところです。民間提案制度については、旧田中家別邸の利活用に関する提案や、公共施設照明のLED化等に関する提案、カーボンニュートラルを見据えた公共施設包括管理に関する提案を採用し、現在、実現化に向けて協議を進めているところです。今後の予定としては、総量縮減は地域住民や施設利用者等の調整が必要であり時間を要するものの、地域特性や事業者・市民ニーズの把握に努めるとともに、他の自治体の事例を参考にしながら、引き続き調査・研究し、積極的に取り組んでまいります。

○委員長（宮田竜二君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより執行部に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（松枝正浩君）

経営健全化計画（4次）令和4年2月に策定がされているわけです。霧島市公共施設管理計画、平成27年3月、そしてまた、令和4年3月に改定がされているわけです。この公共施設管理計画で出されている様々なところからの個別も含めてですけれども、いろんなところからの施設の金額等が出ておりますけれどもこの経営健全化計画への反映というのはどのような形でなされているのかまずお示してください。

○財産管理課長（楠元 聡君）

財政課健全化計画への反映ということでございますが、まずは、今の現在の施設の保有量から換算すると、維持管理コストが結構かかるということで将来的には、27億円ほどの更新コストがオーバーするというようなことを公共施設管理計画で示しております。ですのでまず総量縮減を図って、将来のコストを削減するという、それとともに、それはハード面ですけれどもソフト面として、民間活力を活用して新たな財源を確保するという、効率的な維持管理によりコスト縮減等をしていただくようなノウハウを活用して運営していただくというようなことも含めて、今後総合的に、経営健全化計画のほうには、寄与していくような取組というのをしていきたいと考えております。

○委員（松枝正浩君）

財産管理課のほうから、資料を提出いただいております。長寿命化計画の策定状況ということで、1から12まで書いてございます。既に策定がされているもの、これから策定がされていくであろうというものも当然にあると思うんですけれども、この策定されていない、例えば市民文化系とか社会教育系とか、この辺の策定状況。もう少し、把握されていまして、お示しいただけますでしょうか。

○財産管理課長（楠元 聡君）

今こちらのほうにお示ししている表の資料の表の真ん中に策定状況とございますこちらのほうが○△×とあります。○もう既に策定しているもの、△は今現在若しくはこれから策定をするというものでございます。×は今、策定していないものでございますが、まず、この表で示している個別計画でございますが、これは、一般的に、まず、施設の状況というのを綿密に調査いたしまして、まず、どういう状況かと確認する。それから、いつ頃までもつから、いつ頃更新したほうがいいんじゃないかなというものの延命化計画というものも含めます。それを基に、今後更新計画、スケジュールというものをつくるということで、これが一つの冊子となるような個別計画書になります。それ以外のものにつきましては、大きいもの小さいものありますけれども、そのような、現状を正確に調査してはいませんけれども、現状の建設年度というのを基にして、今後更新、大規模改造、延命化若しくは建て替えが必要というものについて、今現在、施設カルテ等にそれに当てはめて、簡易的でございますけど更新スケジュールの個別計画というのを形つくっていききたいというふうに考えているところでございます。

○委員（松枝正浩君）

今、答弁ありましたところでありまして、今、詳細に調査をされて、これから個別カルテ

に基づきながら、策定状況に×がついているところについては、計画を策定していかれるというよう
な考え方でよろしいのか確認をさせていただきます。

○財産管理課長（楠元 聡君）

正確には個別計画というのをつくるということでございませんで、経営健全化計画と申しました
けれども、経営健全化計画をつくるためには、ある程度のその施設の更新時期がいつ来るかという
ものがなければ、健全化計画つくれないわけです。ですので、先ほど言った私が言った現状をまず
調査をかけて、というようなものは今現在この右下にありますけども約25%しかできていませんけ
れども、それ以外の小さなもの、そういうものについては、今後、建設年度を基にした、更新、若
しくは改築スケジュールというのをつかっていくということでそれを基に経営健全化計画に当ては
めるといことございませんで、詳細な個別計画をこれからもずっとつくっていくということでござ
いませんで、詳細な個別計画をつくるという基のまず更新に係る歳入の関係で、国の補助金という
のがありますこれを活用するためには詳細な個別計画をつくっているということが条件というのは
結構多いですので、そういう財源計画に基づいて、詳細な個別計画をつくることになろうかと思
いますけれども、それ以外のものについては、建設年度を基にしたスクールスケジュールで反映し
ていくということでございませんで。

○委員（松枝正浩君）

確認になりますけれども、この6番に、保健福祉施設の関係の施設が策定状況としては×とい
うことでありますけれども、当然市が保有している施設というのものもあるわけなんですけれども、その
辺のところ例えば、状況でどういう方向に持っていくとか、これから、どういうふうにしていくの
か、修繕はいつするのかというようなところの個別の詳細はこれから決めていかれるというような
ことになるんでしょうか。大きな計画はつくられないということになるのかもしれないんでしょ
うけど、個別においての施設が幾つかやったり、所管する部分であると思うんですけども、そうい
ったものの個別の施設についての修繕の計画とか、今後の在り方とかといったところの考え方とい
うのはどのように理解したらよろしいですか。

○財産管理課長（楠元 聡君）

まずこの保健センター等との関係でございませんで、こちら×になってはいますけどもこちらにつ
いては個別計画は現在ございませんで、先ほど言ったように建設年度によって、あとは耐震化等の結
果もありますけども、それを基に、現在考えているとこでございませんで。1例を挙げて御存じと思
いますけど今、警察署の北側に保健センターの建設計画ございませんで。それから霧島まだ、できませ
んけど霧島の保健センターのほうは建物によるので、霧島公民館をそちらに移転して
いただくとか、そのような形で個別計画という、きっちりしたものですけども、私どもの公共施設管理
計画の趣旨、取組方針。それと、市今現在ある施設管理カルテ等を基にして、今順次、少しずつ
すすめていくというところございませんで。

○総務部長（小倉正実君）

説明の資料を提示しまして、個別施設計画っていうような位置づけで表現させていただいてるん
ですけども、なかなか個別施設計画となりますと何か、一つ一つの施設一つの建物について何か計
画を立てるのか、ごちゃごちゃしてるような状況等があるんですけども、あくまでもここに掲載
してるのは、同類の施設をまとめて、個別施設計画としているかどうかということで、当然、一つ
一つの公共施設については先ほど課長のほうが答弁しましたけれども、施設カルテという形で、年
数がどうなんだ、劣化の状況はどうなんだというような、全てのシステム上で管理しておりますの
で、入力しておりますので、それに基づいて例えば先ほど御質問がありました保健センターであれば、
それに基づいて各施設をどうするかっていうのはある程度念頭に置きながら、例えば総合保健
センターであれば、国分の保健センターとすこやか保健センターを一緒にして、複合施設、総合保
健センターという形で建設を予定しております。それとは別に、であるからそれを、個別計画があ
るかとなると、それは個別計画という形ではなくて、先ほど言いますと個別計画はあくまでも同類

の施設を一つの計画としたものというふうにしておりますので、一つ一つの施設については、個別計画という、ちょっと紛らわしいんですけども、一つ一つの施設についてはまたそれはどうやっていっていかってというのは、また別途、計画の中で、別な計画、例えば公共施設管理計画とか、先ほど説明しましたけれども、第1期実施計画後期というのがありますので、こういうものの中でも定めていこうとしているところでございます。

○委員（有村隆志君）

よく意味がわからないのが、この個別計画の今計画の中の、9番公園のほうに、計画名はあるんだけど、策定状況は×で5年度から14年度でしますよというのは、今からやるということでしょうか。ちょっとここ説明いただけますか。

○財産管理課長（楠元 聡君）

公苑に関してですけれども、私どもの公共施設管理計画では右側の備考の欄を見ていただくと米印で、トイレ等の建物を含まないとなってます。その上に、先の計画の対象は遊具等ということで、現在作ってある長寿命化計画はこの遊具等のこととございまして、私どもが今、建物とかそういうものについての長寿命化計画はまだないというふうなこととございます。

○委員（有村隆志君）

遊具の確認ですけども、城山公園には、古い遊具もあるのかなというような気がします。その都度手入れはしてあると思うんですけど、それがずっと使えるかというのはちょっと、はてなマークがつくんですけど、そこら辺はきちっと管理しているよということでもいいですか。それと、城山公園には1930年の飛行機が1台あって、ぐるりとひもで包んであって、すごくあれを売ったら相当いい値段するんだなあと思いながら見たんですけど、そこら辺も含めて、考えているよということでもいいですか。

○財産管理課長（楠元 聡君）

今こちらの示した表なんですけれども、あくまでもこの策定している施設の数、25%と書いてありますがこれについては、私ども財産管理課で所管しております公共施設管理計画に該当しているもののみということとございまして、遊具等はそれに含めてねえものですから、該当なしということと×ということをしております。

○総務部長（小倉正実君）

今課長が申しましたとおり、公共施設管理計画の中ではそうなんですけれども、こちらにありますとおり、霧島市公園施設長寿命化計画の中ではそのような遊具等も含めた上で、計画の対象としていって考えております。

○委員（宮内 博君）

まず部長の口述の中で、昨年2月に策定した経営健全化計画、これは本年度、見直す予定にしているというふうに行っているわけですが、本来なら、令和8年度までの計画ということになっているわけなんですけれども、それ自体を見直すというふうに理解していいんですか。

○総務部長（小倉正実君）

今御質問のあった経営健全化計画については、その中の財政計画を今年度中に見直そうと考えているところです。それにつきましては、理由としまして令和7年度までの発行期限となっております。合併特例債の発行可能額を引き上げようとするものでありまして、こちらにつきましては、もともと本市の合併特例債の発行限度額につきましては、建設事業費分が546億円、基金の造成分が38億円で、発行限度額としては合計で584億円となっているところです。それに対しまして、本市のまちづくり計画と経営健全化計画第4次に既に盛り込んでいます。発行可能額としては、建設事業費分が481億円、基金造成分が19億円の合計500億円となっているところです。そう考えますと、発行限度額との差では、84億円が発行可能額、追加で発行できる可能額ということにはなりません。ただ、今回の発行可能額の引上げの理由としましては、経営健全化計画第4次の策定におきまして、（仮称）霧島市クリーンセンターへの整備事業費の財源に一部、一般廃棄物事業債を充当すること

としておりましたけれども、交付税措置等が有利な合併特例債を全額充当しようとするために、合併特例債の額を増額しようとしていることと、現在、物価高騰や人件費高騰の影響によりまして、普通建設事業費の増高、また、国の時限の少子化対策による扶助費の増高など、令和4年2月の策定時点には想定しなかった新たな財政需要へ対応するために、今年度におきまして、先ほど申し上げました財政計画を変更するに当たって、経営健全化計画の改定を行おうとしているところでございます。

○委員（宮内 博君）

経営健全化計画というのは財政そのものでありますので、ですから、今の答弁をお聞きしますと、かなりの見直しということに、なるのかなというふうに思いますが、この令和4年度の計画というのは、令和8年度まで活用できるということになるんですかそれとも、今回の見直しを受けて、いつ頃までに改定しようというふうに考えているのかということも含めてお答えいただけますか。

○総務部長（小倉正実君）

現在の第4次計画については、令和8年度までの計画ということで、令和4年度から令和8年度まで合計5か年の計画をしていたところですが、それに対しまして、先ほど説明しましたとおり、現在の状況等が変わってきていること等もありまして、このままでは、令和8年度までの財政計画の状況等が変わってしまうという部分と、大きくは先ほど言いましたとおり、合併特例債の発行可能額を増額すべきだというふうに判断したところ等もありまして、今回変更をする予定で、変更することによりまして、同じ期限であります令和8年度までの財政計画を見直して、新たな令和8年度までの経営健全化計画として、改定する予定としております。そちらにつきましては、まだ現在、詳細については、協議中あるいはその計画をどのようにするかということで、内部の計画策定をしようとしているところでありますけれども、最終的には、来年、令和6年の第1回定例会におきまして、あわせてまちづくり計画の変更を議案として提案させていただくとともに、健全化計画の変更についても、全員協議会等で説明したいというふうには考えているところでございます。

○委員（宮内 博君）

そうすると、大体2月頃に提出してきているという背景があるんだけど、同じような時期に、来年の2月頃にはこれを提出するというようなことで、心積もりをしていけばいいということですかね。

○総務部長（小倉正実君）

言われましたとおり、2月の通常の議案の提案にあわせて、提出したいと考えております。

○委員（宮内 博君）

その提出のときに、やはり同じようなこの基本的な方針で臨むという考えなのか、想定をしていたときよりも、時代的な背景があって、変わったものはそれなりに対応していくということではありますが、基本的な考え方というところで、一つ、これまでの経営健全化計画の中で、非常に特徴的だというふうに私が感じているのは、いわゆる計画よりも多くの基金を涵養するというのが基本計画の大きな柱の中に位置づけられているんですよね。先ほど、口述にもありましたように、例えば財政調整基金でありますけれども、10億3,100万円多く涵養することができたということで、報告をされているんですけど、これまで執行部のほうから、いわゆる霧島市と同じような面積を持っている、同じような人口を持っている、全国の20の自治体、この自治体の比較。いわゆる、財務省が言ってる類似都市ではなくて、霧島市と同じような状況を抱えている都市との比較ということから考えると、執行部のほうは、市民要求を要請すると、そのたびに財源が非常に厳しいということで、おっしゃるのが慣例になっているわけですが、全国の類似都市、同じような、財務省が言っている類似都市ではなくて、霧島市当局が調べた、全国の類似都市からすると、霧島市は、基金残高では、4番目に多いわけですね。だから、そこらあたりのことを勘案をするような形で、計画をつくってほしいというふうに思いますが、なかなかそうならないんですけど。一つは何を聞きたいかということと基金の涵養、これを想定よりも多く積立てていくんだという方針と、もう一つは

全国のいわゆる類似都市。そこの比較の関係で、きちんと議論をするという姿勢があるのかどうか、この2点お尋ねしておきます。

○財政課長（石神幸裕君）

先ほどからの部長が申し上げておりますけれども、今回の第4次の改定につきましては、基本方針は変えずに、財政計画の見直しを主な改正のポイントとしております。あと、類似団体の比較につきましては、基本的にいわゆる総務省の類団と、その中から面積等を割り出したら独自類似団体ですけれども、あくまでもそれぞれの団体で事情が違いますので、その中で、うちがどの程度に位置しているのかというところに、参考をしているところです。

○委員（宮内 博君）

全国の類似団体で、総務省が示すということでおっしゃいましたけれど、もう全くこの面積要件とか、比較にならないほど、人口が集中しているところが類似団体として掲げられるわけですね。ですから本当にそれできちんと類似団体としての比較ができるのかという点ではかなりの私は疑問があるということで申し上げてきているんですけれど、独自に同じような人口規模等を見て、面積規模等を見てみると、決して霧島市が財政的にも極めて厳しいというのはなかなか通じないことになっているんじゃないのかなというふうに思うんですけれど、その辺、部長はどんなふうな見解を持ってらっしゃるんでしょうか。

○総務部長（小倉正実君）

確かに独自類似団体との比較をした場合には、先ほど財政課長も述べましたとおり、それぞれの自治体によってやはり状況は異なるというふうに考えております。その中で、霧島市としてやはりどうあるべきかということを考えた際に、今回一緒に、説明しております。公共施設管理計画につきましても、施設の削減を今後していかないといけない、そういうような状況等もあるのを考えますと、やはりそれぞれの自治体でどのような事業に取り組んでいくかというのは考えていかないといけないのかなと思っているところです。かといって、ほかの自治体の分を全く参考にしないでということではありませんけれども、やはり本市の今後の財政状況を確実に健全な状況を堅持していくためにどうあるべきかというのを考えてなかつ、本市の今後の収入の状況、あるいは支出の状況等を踏まえた上で、どのような計画にすべきかというのを検討していくべきだというふうに考えております。

○委員（仮屋国治君）

令和7年度までの合併特例債の利用枠というのは、今年度末で幾らぐらい残るものですか。

○財政課長（石神幸裕君）

先ほど、部長から、建設事業費分の発行可能額が現在481億円ございます。令和4年度までの発行額が約341億8,000万円でありまして、令和5年度発行見込額が約33億2,000万円。ですので残りが約106億円と今なっているところです。

○委員（仮屋国治君）

ということはこの4次の計画期間、8年まではあるわけですがけれども、ここを見直して、あとの財政計画参考シミュレーションというのはいろいろできてますけれども、ここの流れというのはいろいろ変わらないというふうに理解してよろしいですか。

○財政課長（石神幸裕君）

4次の計画が今後どのような展望になるかということなんですけれども、先ほど部長の口述にもありました、令和4年2月に策定したときに、なかった新たな需要がございまして、普通建設事業費につきましては、皆さん御承知かと思うんですけれども、建設費の増高によりまして、2割から3割伸びておりまして、特例債が発行される令和六、七年度、までについても、一般財源がその分上向いております。そのあと、8年度以降につきましても、先ほど、財産管理課長も申し上げたんですけれども、各個別の計画の中でも積み上げてみますと、一般財源で、計画よりも、130から160の上ぶれをしておる状態です。第4次計画につきましては、特例債の発行が終わる7年度の翌年度

には、普通建設事業費が財源がないものですから、落ち着くことと、公債費が減額されることによって右肩下がりから右肩上がりに、V字に持ち直すということで、健全化が図られるというような計画にしておりました。また今、先ほど部長が申し上げたんですけれども、今度の第4次改定につきまして今、財政課のほうで、各部局からデータをもらいまして、財政シミュレーションをしております。まだその段階なんですけれども、そこを何とかV字はちょっと難しい状況で、できれば最終的にR7まで落ち込んだ財政調整基金を何とか維持できるような形の計画になるのではないかと、いうふうに、今のところは見込んでいます。

○委員（仮屋国治君）

ここ10年20年、みたいなことをいつも言われてきてたんですけども、蓋をあけてみれば、いつも安定してるよねというのが、率直な感想なんですけど、そうなるようによろしく願いしときます。

○委員（松枝正浩君）

経営健全化計画について少し、お尋ねをいたします。健全化計画の4ページ基金の関係でありますけれども、基金の運用は会計課ということでお聞きをしているわけですが、令和5年度の行政視察で滋賀県の長浜市へ行ってまいりました。その中で、基金の運用益という視点から、あるものを活用して収益を上げているという現状もあります。実際に、運用されるのは会計課かもしれませんが財政の視点で言ったときにこの基金の運用と言われる視点をどのようにとらえていらっしゃるのか、お答えをお願いいたします。

○財政課長（石神幸裕君）

基金の運用ですけれども、委員のほうから、長浜に行かれたとお話をお聞きしました。すぐ会計課のほうに行きまして、このような状況だったというのを説明しまして、今現在、債券運用もしているんですけれども、やはり、金利が今のところは低くて、今後どうなるか分かりませんが、眠っているよりも、うまく活用したほうが良いということで、お互い連携しながら今後やっていこうかという話をしております。また、最近報道等で見たんなんですけども長崎市あたりが、その辺に力を入れるという記事も拝見しましたので、この辺については、調査研究してまいりたいと考えております。

○委員（松枝正浩君）

ぜひ稼ぐということも大切なんですけど、あるものを活用していくということも非常に大切なように感じておりますのでぜひ、あるものを活用して、運用を上げるということも、ぜひ、今おっしゃられましたけれども、検討を行っていただきたいと思います。それから、10ページ、自治体のDXの推進ということでありますけれども、この自治体のDXを推進することでの、削減効果、財政の削減効果と言われるもの、把握をされていまして、お示しをしていただきたいと思います。

○財政課長（石神幸裕君）

この自治体DXの推進ですけれども、令和4年度にCIO補佐官が来られて、昨年度においてはDX戦略本部会議において、重点取組が決定されました。それを具体的に、令和5年度の当初予算に反映をさせております。窓口異動支援システム、母子手帳アプリ、あと自席からのインターネット一部実施、LWAN系のネットワークの無線化の一部実施、あと外部との大容量ファイル共有ということで、昨年度重点取組になりまして今現在5年度予算で実施に向けて取り組んでいるところです。令和6年度に向けましても、もう既に、戦略本部会議を開かれて、方針が決定されているようですけれども、プラス、議会のほうでも、議院運営委員会において、委員が選出されまして、それに向けた、予算化の重点取組がなされるのではないかと、いうふうに考えております。最終的にそのことが、財政にどの程度影響あるかっていうのは非常に難しいかと思うんですけれども、まずはそのDXのXの仕事の在り方を変える、今までのやり方を変えることで、今までできなかった住民サービスに力が傾注できるのではないかと、いうふうに考えております。

○委員（有村隆志君）

合併特例債の先ほど、仮屋委員から話あったように、あと残りが106億あるよと、発行してない。できるのがあるよということで、今、私はこれはやっぱり、今年度で支援していただけるのでこれ全部使い切ったほうがいいと思うんですけども、そういうことでよろしいですか。全額発行ということで。

○財政課長（石神幸裕君）

今のところ、発行可能額の481億円を増額しようと改定版で考えているところです。それは、先ほど部長が申し上げましたけれども、霧島市クリーンセンターの事業費が、前回の4次のときに、総額が固まらなかったもんですから、それは九電の負担金がすごい額で上がってて幾らになるか分からないので、その額を見込んで計画を変更しますと、国のほうがなかなか、今委員がおっしゃられたんですけども、貴重な財源を、計画どおりに執行すべきだという附帯決議が国会で出ておりますので、なかなか、ざっくりとした数字で計画を上げることができませんでした。ですので、発行可能年度が、策定後7年度までありますので、その中で、この481億で足りるのかどうなのかというのを見極めながら判断することとしておりました。今回、あと残りが6年度7年度の2か年ですので、ある程度、クリーンセンターの契約額についても、今年の3月に契約額の変更の議案もありまして、ほぼ固まったようですので、それを見越しながら、合併特例債が、あとどのぐらい必要なのかという見積りを今現在行っているところです。ですので、この額はもう使い切る予定であります。

○委員（有村隆志君）

全額クリーンセンターだけに使うつもりなのかな。私は、ほかにもこれは使っていい部分があるのであれば、ぜひほかのところにも使っていただきたい。それも市民のために、もし使えるところがあれば、例えば教育費に使えるとかそういうのが、もしあるとすれば、ありますかねそういうものが。

○財政課長（石神幸裕君）

クリーンセンター以外にも、先ほど部長が申し上げました（仮称）霧島市総合保健センター、隼人駅東西自由通路、道路、消防の高機能消防指令台の更新、教育施設への充当、福山公民館の複合化、学校給食の備品など、それぞれやはりその分は、計画に上がっておりますので、この分のまた、資材高騰分も踏まえた上で、残りどのぐらいが必要なのかというのを今現在、試算をしているところでございます。

○副委員長（今吉直樹君）

公共施設管理計画の件で、確認させてください。こちらの計画を市として進めていく上で、全庁的な会議というのがあるんでしょうか。

○財産管理課主幹（堀切貴史君）

副市長をトップとする全部長で構成する公共施設マネジメント計画推進本部というのを設置しております。

○副委員長（今吉直樹君）

推進本部の主管課というのは財産管理課になるという理解でよろしいでしょうか。

○財産管理課主幹（堀切貴史君）

そのとおりです。

○副委員長（今吉直樹君）

今後霧島市全体の目標達成に向けて、それぞれの課はそれぞれのメリットデメリットで進めていくと思いますし、財産管理課のほうは、全体の利益、霧島市全体の方向性を示しながら進めていくという大事な役割を担っているんだなというのを感じていますので、大きな視点で恐らく市長を中心として今後霧島市がどのような方向で進めていくのかというのを、財産管理課の中で主導していくということで理解しておりますが、その認識でよろしいでしょうか。

○財産管理課長（楠元 聡君）

私どものほうで財産管理課のほうで、公共施設管理計画策定しておりますので、これに基づく取

組の主管課としては私どもが主導していきたいと考えております。

○委員（松枝正浩君）

今、この霧島市公共施設管理計画が財産管理課のほうで管理され業務推進されているわけですが、一方で、指定管理者制度を企画政策課のほうで施設の運営等、委託をしながらされているわけですが、組織の在り方になってくるのでこれを申し上げていかどうか分かりませんが、効率的に考えると、財産管理課が所管をしながらそこをまとめてやっていくというところも一つの考えであるんじゃないかなと思うんですけどもそのような庁内での議論というのはなされているのかどうかお示してください。

○財産管理課長（楠元 聡君）

指定管理者制度を財産管理課、一つの課で担当課で所管するという点についてはまだ議論は実際していませんが、私どもが行う財産管理計画はあくまでも、財産の健全化が目的でございます。企画政策で行った指定管理者制度というのはまた数違う意味もあるのかなと。確か指定管理者制度ですから、私の記憶が正しければ、公の施設を市にかわって、指定管理者が管理運営するというふうになっておりますので、そこで私どもが別な意味で民間提案制度で求めている民間のノウハウ、独創性、それをもって、いい運営ができないか求める事ちょっと違うような気がしますというのは、究極的な民間提案制度ですけども、ある施設、あるスペース、そちらのほうを市のほうが、貸出して、そこで運営していただくと。そこで利益を出していただく、市はその借地料若しくは借家料をいただくというような形。そうすれば財源が入っていく。そこで、うまく運営ができてそこで市民の方が利活用していただければ、ある意味その地区、地域、それから施設の活性化も図れるということで、そういう狙いもあるということの取組でございますので、指定管理者制度とは若干意味合いが違うかと思いますが、委員の言われることも重々分かって分かりますので、その辺は議論があるかもしれないとは思っております。

○委員（松枝正浩君）

施設という大きなくくりでしたときに、そのような視点で申し上げたところなのでまたそこは大きな視点とまた当然個別の視点で考えたときにどうかというところありますのでまた、そこについては、今後、検討がなされるのかどうか分かりませんが、そういった提案を差し上げたいというふうに思っております。それから、経営健全化計画のほうでの歳出の抑制の部分についてになりますけども、これも先ほど申し上げました長浜市の例でいきますと、扶助費が同じぐらいの人口規模でいきましたときに、これまだ私も検証はしていませんけれども、令和3年度の予算規模で64億ぐらい差が出てきております。それぞれの市の政策によって違うと思うんですけども、この辺の同じ規模でありながらもこの辺の差が出てきているという一つ大きな、歳出削減の視点になるのかなと思っておりますので今後、行政のほうにおいても少し研究をされてみてほしいのかなと思うところで情報提供を差し上げたいと思います。

○委員（宮内 博君）

計画の14ページの歳出のところの財政計画ですけども、令和7年度が普通建設事業は突出している。これはクリーンセンターの関係だろうというふうに思います。それで、歳出の関係で見ますと、一つは物件費なんですけれど、これは会計年度任用職員等の給与等もこの中に入っているというふうに思いますけど、そこを確認させてもらっていいですか。

○財政課長（石神幸裕君）

会計年度任用職員の性質につきましては、令和元年度までは物件費でしたけれども、臨時職員として賃金として。令和2年度に、この会計年度任用職員制度が始まってからは、人件費の中に入っております。

○委員（宮内 博君）

人件費の中に入っているということですが、令和2年度からでしたかね、会計年度任用職員。それ以降ずっと70億円を超えてきているわけですけど、これから計画から見ますと、令和7

年には66億円ということで、4億5,000万円ぐらい削減をされているということになってるんですけど、この計画の概要をお示ししてもらっていいですか。

○財政課長（石神幸裕君）

物件費につきましては、令和4年2月の策定時点では、いわゆる物価高騰がまだ反映されておりませんで、物件費を財政努力として、年間少しずつカットする計画でおりました。この物件費が、今度の改定においては、電気代等の高騰によりまして、下がるのではなく、下がらない方向で計画がつくられると見込んでおるところです。

○委員（宮内 博君）

こういうのも含めて、来年2月に新たに提示するという計画の中に反映させるというふうに理解してよろしいわけですか。

○財政課長（石神幸裕君）

先ほど、委員が申されました14ページの表の歳入歳出等の一連の額が、財政計画でございますので、この計画の見直しを図ろうとするものです。

○委員長（宮田竜二君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午後 2時55分」

「再 開 午後 2時56分」

△ 自由討議

それでは再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。次に霧島市経営健全化計画及び霧島市公共施設管理計画について、自由討議に入ります。御意見はありませんか。

○委員（宮内 博君）

今日は午前中、議案質疑を行った後に、この経営健全化計画公共施設管理計画についての議論ということでしたけれども、やはり、本来ならば、特別委員会等をつくって、きちんとこの問題については、議論をして精査をしておくべき問題ではないのかなというふうに思うんですよ。特に、公共施設管理計画などというのは、委員会のエリアを超えて。産業建設であったり、あるいは文教厚生であったりということまで及ぶ問題でもあるので、当委員会が所管をする部分だけ絞ってというのはなかなか難しい問題だというふうに思うんです。ですから来年2月には、この第4次経営健全化計画の改定版というのを策定するということでありますので、今日のこの議論を通じて、やはり、委員会としてではなくて、特別委員会等をつくって調査をすべき案件ではないのかなというふうに、私自身は感じております。ですから、できるだけ継続して、新しい委員会でも議論を続けてもらいたい案件でもあるかなというふうに思います。

○副委員長（今吉直樹君）

この公共施設管理計画の削減目標については、財政面だけを切り取った目標となっていて、盲目的に削減すればいいという資点が重視されそうなんですけれども、家畜保健衛生所の原野についても、やはりお金としては財政を潤すものですがけれども、内容としては、慎重にならなければなりませんし、地域住民のニーズ、意見を徴収するとか、今後の大きな計画を立てる必要性とか、いろいろなものが絡み合ってくるものだなというのを改めて感じました。よって財産管理課は盲目的にならずにやはり、市民に向き合って霧島市の将来に対して責任を持てるような対応を求めたいと思います。財政健全化だけが全てではないと思っています。

○委員（松枝正浩君）

今回の調査の中で、大きな計画の中から個別の計画が出てまいりました。その大元は、霧島市公共施設管理計画であります。当然財産管理課が主導権を握って各課は詳細を把握していると思うので、そこをしっかりとマネジメントしていく視点で行っていただきたいと思います。また今、指定管理者制度を企画部門が担っていますが、市の財産である施設の管理、マネジメントとして考えた場合、今の人数では難しいと思いますが、人数を増員して財産管理課で一体的にマネジメントしていくことが効率的ではないかと考えますので、そういったことも含めて今後検討していただきたいと思います。

○委員長（宮田竜二君）

ほかありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

以上で自由討議を終わります。ここでお諮りします。今回の所管事務調査について調査を終了し、9月26日の本会議で委員長報告を行うこととしてよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う声あり〕

それではそのようにいたします。

△ 委員長報告に付け加える点

次に、委員長報告に付け加える点について御意見はありませんか。

○委員（宮内 博君）

調査を終了するというのは、委員会の構成替えというやむを得ない事情があると思いますが、財政問題は重要な問題でありますので、委員長報告には、新しい委員会での引き続きの調査又は特別委員会をつくるのかなども踏まえて、議会としても財政問題をしっかり調査していくべきであるというのを一つの提案として出していただければと思います。

○委員長（宮田竜二君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

それではただいまの御意見を委員長報告に折り込むこととし、委員長報告については委員長に御一任いただきいただけますでしょうか。

〔「はい」と言う声あり〕

ありがとうございます。

△ 閉会中の所管事務調査について

○委員長（宮田竜二君）

次に、閉会中の所管事務調査について協議します。先日の打合せでは、霧島市環境基本条例、環境基本計画を調査案件とする御意見がありました。そのほか、具体的な調査項目等の御意見はありませんか。しばらくここで休憩します。

「休 憩 午後 3時05分」

「再 開 午後 3時06分」

休憩前に引き続き会議を開きます。具体的な調査項目等の御意見はありませんか。

○委員（宮内 博君）

10月末まで決算委員会が続きます。それが終了しましたら、12月議会前に委員会構成替えということで、時間的にタイトな中で委員会調査ができるかどうかというのは、検討すべきであると思います。

○委員長（宮田竜二君）

それでは閉会中の所管事務調査については、総務環境常任委員会の所管事項についてということ
でよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う声あり〕

それではそのようにいたします。

△ その他

○委員長（宮田竜二君）

次に、委員会全般に係るその他として何かございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

なければ、以上で本日の総務環境常任委員会を閉会します。

「閉 会 午後 3時10分」

以上、本委員会の概要と相違ないことを認め、ここに署名する。

委員長 宮田 竜二